

特223  
750

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



FN2R-4

特223

750

陳列品解說書

財中野  
團野  
新  
潟  
鄉  
土  
博  
物  
館

特 23  
750

# 凡例



本冊子は本館見學者の便に資する爲めに陳列品の解説をなしたものであります。

一、本冊子は大体陳列品の順序に依つて解説してあります、従つて解説書見ながら觀覽出来る便があります。

二、本館は時々陳列替をなす爲め本冊子に載せてあるもので陳列品の變更してゐるものがありますが御諒承ありたい。但し其時々には補遺として新陳列品の解説を増加する豫定であります。



昭和十年四月

目次

歴史部

玉	子持勾玉 各種玉類 玦狀耳飾 銀環 石環	二
石器時代土製品	土面 有孔土製品 飾玉 土環 三角型縦貫孔土器 土製耳飾 土偶 兩面土偶 土版	三一五
玉	勾玉 管玉 白玉 瑠璃玉等	五
石器類	石鏃 石匙 石斧 石槍 石錐 骨鏃 打製石斧 小石斧 環石 多頭石斧 有孔 梭型石器 石劍 有孔角石斧 有孔石斧 石鋤 石砥 錘石 凹石 獨鈷石 環石	六一三
制札	切支丹宗制禁に關する制札 天和二年五月村上藩のもの 膺金銀錢取締に關する制札 天保十三年糸魚川藩のもの 徒黨禁止等に關する制札 慶應四年三月太政官のもの	一三 一五 一六



五倫之道等五事に關する制札 同 右……………一六  
古 文 書

平繁基天王堂制札 承久三年十月三日附……………一七  
長尾房景普光寺院主職令書 文明七年六月十八日附……………一八  
長尾房長院主職令書 天文四年五月三日附……………一八  
上杉謙信毘沙門堂錄書 天正三年六月廿八日附……………一九  
上杉景勝寄進狀 天正拾年閏十二月廿一日附……………一九  
堀直政寄進狀 慶長三年九月廿六日附……………一九  
堀直寄寄進狀 慶長八年六月九日附……………二〇  
はじなりの證文 永正二年……………二一  
銀子借用證文 寬永八年……………二二  
銀子借用證文 寬永拾七年……………二三  
金子借用證文 寬永貳拾年……………二三  
頸城西濱早川之内京田腰村檢地帳 慶長三年……………二四  
經田 永付帳 天正十五年八月……………二五  
上杉輝虎文書 五月四日附鮎川氏一族宛……………二五  
上杉謙信文書 十二月十三日附島倉次郎丸宛……………二六  
上杉景勝文書 三月七日附市川新六郎宛……………二七

甘利信忠文書 卯月十日附北丹宛……………二八  
上杉景虎文書 九月二日附北條丹後守宛……………二九  
上杉景勝文書 十月十六日附對馬守宛……………三〇  
上杉景勝文書 八月十六日附大崎氏宛……………三一  
跡部勝資文書 十二月十七日附北丹、同彌宛……………三一  
堀直寄文書 十一月廿七日附與左衛門、八郎左衛門宛……………三三  
小 判……………三四

天正越座小判 高田小判 佐渡小判……………三四  
廣川晴軒關係品……………三五  
渾天儀 世界地圖 改曆建白書寫 三元素略說及版木 履歷書 鶴殿春風書翰十月十一日附及四月朔附廣川晴軒宛……………三五  
長岡城古繪圖……………三六  
御家中伺伊呂波韻早引 文政八年……………三六  
匪 躬 錄……………三六  
御 獻 立 表 明治十一年九月廿日、廿一日のもの……………四〇  
後奈良天皇御繪旨 天文十六年十二月三日附……………四〇  
糸魚川藩纏並小旛……………四一  
捨馬禁止の制札……………四一

古墳發掘品	.....	四二
鐵鍬 鐵錐 鐵鏃	.....	四二
銅	.....	四三
銅鍬 香爐	.....	四三
觀音像	.....	四三
青磁皿	.....	四四
鏡	.....	四四
TLV鏡 白銅六乳鏡 草花飛雀鏡 菊花双雀鏡 山吹双雀鏡	.....	四四
環鈴 一鈴	.....	四五
國分寺瓦	.....	四六
經筒 經壺	.....	四六
木像	.....	四六
藥師十二神將像 藏王權現像 役小角像	.....	四六
懸佛	.....	四七
武將木像	.....	四七
鰐口	.....	四七
狛犬	.....	四七
供養塔	.....	四七

刀	.....	五〇
兼則作刀 三家正吉作刀 兼則作槍鉞 傳上杉景勝奉納太刀 岩野道俊作刀	.....	五〇
土器各種	.....	五一
石器	.....	五一
石皿 冠石 有孔石器	.....	五一
圖幅	.....	五一
長谷川嵐溪山水圖 含雪公顯詠 蒼龍窟題詞 富取芳齋山水圖 石川侃齋山水圖	.....	五一
本間翠峰山水圖 河井繼之助七絶 肥田野築郵書 歸山雲崖花鳥其他	.....	五一

朱櫛	.....	六二
獅子頭	.....	六三
狛犬	.....	六三
明治天皇北陸御巡幸の際の御使用品	.....	六四
上杉謙信筆拓本額	.....	六四

産業部

新潟縣地形模型	.....	六五
新潟縣地質圖並に同地質説明用岩石標本	.....	六六

越後全圖	六
新潟縣土性圖(十萬分一地圖)	六
越後油田(デオラマ)	六
石油掘鑿模型	六
手掘 上總掘 綱式掘 水壓廻旋式掘(ロータリー式)	七
秋の越後平野(デオラマ)	七
地殻構造土壤組織模型	七
新潟縣土性圖(五萬分の一)	七
標準土塊	七
岩石の風化を示す標本	七
岩石の土壤構成に至る標本	七
化石 ステゴドン下顎骨右半部	七
ステゴドンの尾椎骨	七
兩頭之蛇	七
隕石	七
麻織物	八
原料麻糸績順序	八
燕錠起銅器	八

赤海龜甲	三
網類 模型	三
網地引網 手繰網 揚繰網 大謀網 鯛縛網	三
獅大敷網 鯨卷卸網 四隻張網 實建 實卷	三
一本釣々具	五
延繩	五
柔魚釣具	五
鱸漁場圖	六
海流調査圖	六
裝飾圖	七
銅器 銅	七
竹製品	八
水産物	八
榨油	九
酒	九
原	九
高町原油 西山原油 東山原油 尼瀨原油 大面原油	九
七日市原油 新津原油 頸城原油	九

新潟製油所全景……………九四  
 シュルツ式真空蒸溜装置……………九四  
 石油の木の……………九五  
 石油製品類 二十六種……………九五—一〇〇  
 全日本石油需給統計表……………一〇〇  
 製油順序……………一〇一  
 石油見本……………一〇一  
 鑛石及製煉各種標本……………一〇二  
 見附織物……………一〇四  
 五泉織物……………一〇五  
 加茂織物……………一〇七  
 十日町明石……………一〇七  
 栃尾織物……………一一一  
 山邊里織物……………一一三  
 村上漆器……………一一三  
 新潟漆器……………一一五  
 佐渡陶器 無名異燒……………一一五  
 三條金物……………一二六

燕洋食器……………一二七  
 燕煙管……………一二八  
 果實蔬菜類……………一二九  
 農作物害虫……………一三〇  
 水稻各種……………一三四  
 稻作害虫(ズイムシ)發育順序標本……………一三五  
 稻作害虫標本……………一三五  
 穀類害虫標本……………一三六  
 桑樹害虫標本……………一三七  
 肥料……………一三八  
 蠶種……………一三九  
 蠶種製造型式……………一四〇  
 透角閃石……………一四三  
 閃亞鉛礦……………一四三  
 村上木炭各種……………一四三—一四四  
 カモシカ(羚羊)……………一四四  
 トキ(朱鷺)……………一四五



# 歴史部

## 第一室

### 第一函

#### 【玉類】

茲には石器時代、古墳時代の玉類を陳列してある。石器時代は今より凡そ三千年前とせられ、古墳は其起原を金石併用時代迄遡らせることが出来、平安奠都以前火葬の未だ貴族の間に行はれなかつた時代の墳墓を指すが、文化の遅れた地方にあつては古墳構築も次の時代迄続けられたと考へられる故に、これらの玉類は歴史年代から云へば、大体平安時代迄のものとして見ても可からう。一般の例から云へば石器時代の孔は兩抉りであるが、古墳時代のものは片抉りであり、形状前者は楕圓形、丸形等で、後者の多くは、より整つた形をなしてゐる。形の發生は獸の牙から模倣したと古くから云はれてゐる。

(一) 子持勾玉

高田市 森成麟造氏

中頸城郡保倉村大字青野出土

子持勾玉は形状一般に大きく、両面若くは腹背面にも魚の鱗の如き數個の小勾玉状突起を有つの特徴とし、古墳時代のものである。

列品は現在新潟縣では二個より知られてゐないものゝ一つで、他は佐渡郡西三川村小布施出土のものである。全長約三寸。長さ四分乃至七分の突起十個を持つ。

(二) 各種玉類並ニ玦状耳飾、銀環、石環

高田市 森成麟造氏

三島郡片貝村 安達寅松氏

全 桑原清市氏

璽玉、管玉、白玉、瑠璃玉、切子玉及中頸城郡中郷村大字片貝出土の角製勾玉(長さ九分)等を陳列してある。銀環は中頸城郡高士村の古墳出土の耳飾で、玦状耳飾は三島郡片貝村出土、石器時代のものである。

茲に面白いのは中頸城郡泉村大字大貝出土の滑石製石環で、形は古墳出土の金銀環に似てゐる。

長さ約八分、巾七分、切断面の徑二分餘である。元來金銀環は石器時代の玦状耳飾の變形したものであるのに、これは金銀環に似せて作つたものである。

## 第二 函

### 【石器時代土製品】

南魚沼郡石打村 梅澤丈吉氏

總て石打村出土品である。

(三) 土 面 大きそれく、二・五寸×三・八寸、二・九寸×二寸、二寸×一・三五寸。同地住民の優秀なる文化所持者たるを偲ばしむるに足るものである。

(四) 有孔土製品 三・五五寸×一・八寸、一・九五寸×一・三寸の小判型を呈し、一端に近く孔を有す。土版の如きものかとも考へられる。

(五) 飾 玉

内一個は長徑二・一五寸短徑一・一寸。土製子持勾玉とも見るべきものである。これは前掲滑石製石環と同じく面白い現象で、越後に於ける石器時代が近畿地方と異り、可なり年代の下りあるを推考するに足るものであらう。

第三 函

【石器時代土製品】

(六) 土 環

南魚沼郡石打村 梅澤 丈吉氏

前函同様石打村出土品で、腕輪の如きものかとも思はれる。

(七) 三角形縦貫孔土器

高 田 市 森 成 麟 造 氏

用途不詳のため形状によつてこの呼稱を用ひたが、兩側面に土版に見られる如き文様を有つてゐる。長軸三寸、短軸一・二寸、高さ一・三寸。西頸城郡青海町大字寺地上ノ山出土。

(八) 土製耳飾

高 田 市 森 成 麟 造 氏

中頸城郡大鹿村大字大鹿出土品であるが、内一個は内部に朱を塗つてある。厚さ五分、徑、上縁にて六・三分、下縁にて五・七分。其他いづれも徑五六分、最大なるものは八・五分である。

(九) 土 偶

高 田 市 森 成 麟 造 氏

中頸城郡菅原村大字馬屋字黒保出土。頭部片手及脚部を欠いてゐるが、胸部の突起は明らかに女性たることを示すものである。丈二寸五分、胸部中央より袖端まで二寸三分。

(一〇) 両面土偶

三島郡片貝村 桑 原 清 市 氏

三島郡片貝村出土。これも亦女性を現はしたものであるが、同時に他面にも男性を現はした、珍らしい両面土偶とも稱すべきものである。これ亦下部を欠くが丈一寸五分、胸部中央より袖端まで八分である。

(一一) 土 版

高 田 市 森 成 麟 造 氏

土偶から系統を牽いて出来たものに土版がある。これは護符として佩用されたものであるが、土版は土版として獨自の發生を見たものゝあることは云ふまでもない。

列品は中頸城郡大鹿村大字大鹿より出土したもので、完全品でないから大きさは詳らかでないが、厚さ五分である。

第四 函

【玉 類】

南魚沼郡六日町 若 井 豪 比 古 氏

(一二) 勾玉、管玉、白玉、瑠璃玉等

南魚沼郡六日町大字余川字飯綱山並に蟻子山に散在する多数の古墳を總稱して余川古墳群と云

ふ。本函列品はそれらの中の飯綱山古墳第七號イ石廓、第八號、第十四號、第二十七號及第二十九號墳から出土したものである。余川古墳群の多くは既に古く明治二十一年頃發掘せられたものであるが、詳しくは新潟縣史蹟名勝天然記念物調査報告第三輯を参照せられたい。

列品中第七號出土の勾玉及第十四號出土の丸玉は共に瑪瑙製で、本縣出土品中の尤なるものであり、第二十九號出土の滑石製勾玉は特に副葬品として作られたものであらう。

第五 函

【石器】

(三) 石 鏃

- 南魚沼郡石打村 黒田 稔氏
  - 全 寺口隆之輔氏
  - 三島郡片貝村 太刀川四郎氏
  - 全 桑原清市氏
  - 全 安達寅松氏
- 俗に矢の根石なごとも云はれ、雷雨後の畑中等によく發見されるので神軍の際のものと考えられ

た時代もある。型式は大体有柄式、無柄式及其中間式の三つに分けられるが、石打村出土品には無柄多く、片貝村出土品に有柄の多いのは注目に値する。而して本函には有柄式の柄の部分がT字型をなす所謂アメリカ式石鏃も見られる。

特に注意すべきは 1. 莖の部分に篋に固着させるために脂狀の膠着物を附けた古志郡東谷村大字板堀出土品、2. 全体に朱を塗布した片貝村出土品である。

(四) 石 匙

- 三島郡片貝村 安達寅松氏
- 全 桑原清市氏
- 南魚沼郡石打村 黒田 稔氏
- 全 寺口隆之輔氏

片貝村、石打村出土品である。古くは天狗の飯匕、狐の飯匕なごとも呼ばれ、其後皮剥ぎと云はれたこともあるが、皮剥ぎとしてのみ使はれたものではなく、料理用其他の小刀として用ひられたものであらうと説く人もある。横型と縦型に二大別出来る。

(五) 石 斧

- 三島郡片貝村 太刀川四郎氏
- 全 桑原清市氏

南魚沼郡石打村 黒田稔氏  
全 寺口隆之輔氏

片貝村、石打村出土

雷斧、霹靂斧、雷の撥などとも呼ばれる。形は大体四に別けられ、最も多いのは刃部の稍、廣くなつた長方形で又は両面から磨いた所謂蛤刃のものである。列品は總て磨製石斧である。

(二六) 石 槍 南魚沼郡石打村 寺口隆之輔氏

石打村出土。刺すことを目的とした石器の一つで大き三四寸から時には七八寸のものもある。石鍔同様柄をつけて使用したものである。

(二七) 石 錐 三島郡片貝村 安達寅松氏

全 桑原清市氏

南魚沼郡石打村 寺口隆之輔氏

名の如く錐として用ひられたものである。錐ツバの部分は扁平狀に廣くなつたものと棒狀になつたものがある。

(二八) 骨 鍔 三島郡片貝村 安達寅松氏

骨角牙製品は材料が有機質であるために今日に遺されたものは極く少く、貝塚又は特殊な遺物包含地に僅に發見されるに過ぎない。本函中に陳列したのは三島郡片貝村出土の骨鍔である。

### 第 六 函

#### 【石 器】

(一九) 打製石斧 三島郡片貝村 安達寅松氏

石斧はこれを磨製石斧と打製石斧とに分けるが、前者に就ては既に述べた。打製石斧はこれを更に三大別する。一は刃部が撥型にひらいた撥型石斧、二は肉の薄い短冊型石斧、三は分銅型石斧で、島田型石斧或は兩頭石斧などとも呼ばれ、中央に括れを有ち兩端に刃部のある石斧である。打製石斧に限らず磨製石斧も柄を附けて使用したであらうことは云ふ迄もないが、或場合には握り斧として使用した事も推測出来る。列品は片貝村出土のもの。

(二〇) 小 石 斧 三島郡片貝村 安達寅松氏

石斧のうち小型のものを特に小型石斧と呼んで普通品と區別してゐる。日常使用の器具としては餘りに小さすぎるので、自ら用途も普通品と異つたものであらうと考へられ、小石斧貨幣説なきが

唱へられてゐる。三島郡片貝村出土。

(二二) 環 石

三島郡片貝村 安達 寅松氏  
全 太刀川 四郎氏

中央の孔に柄を通して斧としたり土掘り具としたりしたものであらう。列品は共に片貝村出土のもの。

(二三) 多頭石斧片

三島郡片貝村 安達 寅松氏

環石の周縁部が三頭、四頭、五頭等に岐れて石斧状の刃を有つてゐるもので、用途は環石と同じものとされる。三島郡片貝村出土。

(二四) 有孔梭型石器

三島郡片貝村 安達 寅松氏

形状及び孔を有することから斯く稱したが、有孔石斧と關聯して考へられるものである。但し刃部はなく孔は兩抉りである。長さ六・一寸、幅一・六寸、厚さ六分。片貝村出土である。

(二五) 石 劍

三島郡片貝村 安達 寅松氏  
全 佐藤 佐平 治氏

内一口は頭部に文様を有つ破片である。

(二六) 有孔角石斧

南魚沼郡石打村 梅澤 丈吉氏

茲に謂ふ角石斧とは刃部の基部に角状突起を有つた所謂角石斧の謂ひではなく、菱形石斧とも稱すべきものである。石打村出土品であるが、同地出土品に有孔器具の多いのは異とするに足る。列品のうち一個は長徑四・四寸、短徑二・八寸である。

(二七) 有孔石斧

南魚沼郡六日町 若井 豪比古氏

外形が石斧に似てゐるために斯く呼ばれるもので、多くは中央部に穿孔されるのに列品は刃部に兩抉りの孔を有つてゐる。用途に就ては果して石斧として使用されたか否か疑問を抱かれる。大体石斧に孔を穿つと云ふこと自体が、或は支那の裝飾品としての玉器に穿孔することに影響されて端を發したのではないかと考へられ、若しこの孔に紐を通して身に帯びたとするならば、有孔石斧は特別な佩玉思想に根ざしてゐるものであらうと云はれる。列品は長さ三・七寸、巾二・一寸、厚さ中央部にて七・五分である。

(二八) 石 鋤

南魚沼郡石打村 梅澤 丈吉氏

これも亦形状の上から附けられた名稱である。土掘りの具として使用されたあらうことは朝鮮、臺灣等の例からも認められねばならない。石打村出土品。

(二八) 石 砥

南魚沼郡石打村 梅澤 丈吉氏  
磨製石器を仕上げるための砥である。列品とは違つて数條の磨痕を有つものもある。

(二九) 錘 石

南魚沼郡石打村 梅澤 丈吉氏  
扁平な径二三寸の河原石に、長軸・短軸に従つて筋目を入れ或は兩端に打ち欠きを作つて糸の足がかりをつけたもので、網の錘として原始的な漁業に使つたものである。列品の中一個は長徑二・八寸、短徑二・三寸で他はそれよりも稍々狭長である。石打村出土。

(三〇) 凹 石

南魚沼郡石打村 梅澤 丈吉氏  
これには二種類ある。一は敲石に指先の當る程の凹みを有つもの、他は所謂蜂の巣石或は雨垂石などと呼ばれるもので、列品は前者に屬し、石打村出土品。從來發火器の一と云はれてゐたが、これを否定しようとする人もあり、用途に就ては未だ確説がない。

(三一) 獨 鈷 石

古志郡東谷村 植村 新彌氏  
簡單なのは磨製の兩頭石斧とも云ふべきもので、中央の括れば柄をつけるか把握するための便宜と考へられる。斧と云ふよりは寧ろ錚と稱すべきもので、物を潰すために使はれたものであらう。精巧なものは實用よりも贅澤品と考へられるものがあるので、宗教具説なども出てゐる。名稱は勿

論佛具の獨鈷に似てゐるために附けられたのである。列品は東谷村大字栃堀字大岡出土品。長さ五・六寸。

猶本函には太刀川四郎氏、安達寅松氏出品、三島郡片貝村出土の獨鈷石片、今井軍平氏、佐藤佐平治氏出品、同地出土の石槍、石錐等も陳列されてある。

函 外

(三二) 環 石

南魚沼郡石打村 寺口隆之輔氏  
第六函陳列のものと同じ名稱ではあるが其用途までの同じであらうとは到底考へられない。恐らくは南洋の石貨の如き物ではなからうか。或は裝飾用乃至威儀を示す爲のものかとも考へられる。

【制 札】

(三三) 切支丹宗制禁に關する制札

定 本 館  
きりしたん宗門ハ累年御制禁たり自然不審成もの有之者申出べし御ほうびとして  
ばてんのれ訴人 銀 五 百 枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立かへり者の訴人

同 断カ

同宿 並カ 宗門の訴人

銀百枚

右之通可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候たとひ同 宿カ 宗門の内たりといふとも訴人 出カ 出る 品カ 銀五百枚可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候他

よりあらは類<sub>レ</sub>にをいては其所の名主並五人組迄一類共 可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>嚴科<sub>一</sub>者也

天和二年五月 日 奉 行

右之趣從 公儀<sub>二</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候條領内之輩此旨堅可<sub>二</sub>相守<sub>一</sub>

式部大輔

天和二年五月幕府は切支丹宗に就て諸國に令するところがあつた。列品は其當時村上藩主榊原政倫の領内に建てられたものである。政倫は刑部大輔政房の子、寛文七年六月十九日三歳にして家を嗣ぎ、播州姫路から村上に轉封せられた。延寶五年閏十二月敍爵して式部大輔を稱し、天和三年二月十九歳で卒した。

(三) 質金銀錢取締に關する制札

北魚沼郡須原村 目 黒 文 平 氏

大目付江

似せ金銀錢拵候もの並賣捌候もの雖<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>御制禁<sub>一</sub>近年奥羽筋 行候者有之候ニ付此段吟 味之上夫、被<sub>レ</sub>所<sub>二</sub>嚴科<sub>一</sub>候付而<sub>レ</sub>右兩國ハ勿論國、嚴 數カ 御穿鑿候條銘、無<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>相改 者有<sub>レ</sub>之<sub>二</sub>早、其筋江可<sub>二</sub>申出<sub>一</sub> 品々其カ 御 可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下其ものより 可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候若見 聞およひなから隠し置他所より顯はる<sub>レ</sub>におゐてハ其所之者迄茂可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>罪科<sub>一</sub>候

寅 六月

右之通被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>之間領内輩可<sub>二</sub>相守<sub>一</sub>もの也

日 向

天保十三壬寅六月幕府諸國に令して金銀錢の質造取締等を行つた。列品に寅六月とあるから其時のものであらう。今の北魚沼郡須原村に建てられたもので、須原村は當時糸魚川藩領であつた。文政九年九月、藩主松平日向守直益病によつて致仕し、子權藏直春家を嗣ぎ、同年十二月十六日叙爵して日向守となつてゐるから、日向とあるのは直春のことである。

(三五) 徒黨禁止等に關する制札

北魚沼郡須原村 目 黒 文 平 氏

定



一何事によら須よろしからさる事に大勢申合候を、ごとうせ、ごなへ、ごとう志て、しいて祢かひ事くわた津るを、ふうきごいひ、あるひは申合せ居町居村をたちのき候をてうさんと申須、堅く御法度たり、若右類之儀ふれあらば早、其筋の役所へ申出べし御ほうひ下さるべく事  
慶應四年三月

太政官

慶應三年十月徳川慶喜將軍職を奉還し、次で十二月王政復古の大詔は發せられたけれども、猶脱籍浮浪の徒の横行する等世情騒然たるものがあつた。因つて政府は翌る慶應四年（九月改元して明治となる）三月四日、これらの者を禁督する旨を令した。列品は即ちその時のものである。

（三六）五倫之道等五事に關する制札

北魚沼郡廣瀬村 關 矢 孫 一 氏

定

一人あるもの五倫之道を正しくすべき事

一饑寒孤獨癡疾のものを憫むべき事

一人を殺し家を焼き財を盗む等の惡業阿るましく事

慶應四年三月

太政官

定

一切支丹宗門之儀者是迄御制禁之通固く可ニ相守ニ事

一邪宗門之儀を固く禁止候事

慶應四年三月

太政官

慶應四年三月十四日、五ヶ條の御誓文を發せられて國是をお示しになられたが、同時にまた幕府の掲榜を撤去し、新に五事を掲示せられた。列品がそれである。

第七 函

【古文書】

（三七）平繁基天王堂制札

南魚沼郡浦佐村 善 光 寺

下ニ浦佐村天王堂

僧道乗房辨覺

東限ニ寺田際 西限ニ高山頂

四至

南限ニ形太澤 北限ニ黒澤

右以レ人爲レ令ニ寺務執行ニ所ニ補任ニ也件四至之内限ニ永代ニ可ニ禁ニ斷殺生ニ也仍住民等宜ニ永知ニ敢勿ニ違失ニ故下

承久三年十月三日

地頭 平 繁 基 (花押)

(越後平氏は曾つて木曾義仲舉兵の際、京都の平家一門に従ひし鳥坂山の城氏あり而して源氏に與みせしものは多くは魚沼地方の平氏なりき、即ち此の平繁基は夫れを有力に物語るものなり。)

(三六) 長尾肥前守房景普光寺院主職令書

南魚沼郡浦佐村 普 光 寺

越州千屋郡浦佐多門堂普光寺別當職之事

右任ニ前任權少輔僧都祐榮讓狀之旨ニ慈清祐圓可ニ知行ニ者也此外自餘弟子等敢不レ可ニ在レ妨於ニ寺内事ニ者守ニ先例ニ可ニ致ニ其沙汰ニ仍執達如レ件

文明七年六月十八日

肥前守房景 (花押)

謹上 普光寺別當慈清房

(三五) 長尾越前守房長院主職令書

南魚沼郡浦佐村 普 光 寺

別當職之事

任ニ祐照之讓ニ圓鏡知行不レ可ニ有ニ相違ニ者也如レ件

天文四年五月三日

越前守房長 (花押)

(四〇) 上杉謙信毘沙門堂錄書

南魚沼郡浦佐村 普 光 寺

爲ニ毘沙門領ニ浦佐之内參拾五貫文之所令ニ寄進ニ候於ニ佛前ニ武運長久之懇祈彌不レ可ニ有ニ油斷ニ者也仍如レ件

天正三年六月廿八日

謙 信 (花押)

普 光 寺

(四一) 上杉景勝寄進狀

南魚沼郡浦佐村 普 光 寺

浦佐毘沙門新寄進之事

一貳拾貫文

藏神 圓藏寺分

右令ニ寄進ニ畢當家武運長久子孫繁榮之懇祈可レ被レ抽ニ精誠ニ者也

天正拾年閏十二月廿一日

景 勝 (朱印)

普 光 寺

(四二) 堀直政寄進狀

南魚沼郡浦佐村 普 光 寺

己上

浦佐爲三毘沙門領一高貳拾石相付申候以來まで無二相違二可有二知行二者也

慶長三年九月廿六日

堀監物直政 (花押)

浦佐毘沙門別當坊

(堀監物直政は三條城主にして福島城主堀家の國宰たり、よく國政に當り此の人生存中は家康も遂に越後堀家に一指を染むる能はざりしものなり。)

(四三) 堀丹後守直寄進狀

南魚沼郡浦佐村 普光寺

爲三毘沙門領一高以三三拾石一令三寄進一候全可有二知行一候仍如レ件

慶長八年六月九日

堀丹後守直寄 (花押)

浦佐 普光寺

(堀直寄は監物直政の子にして父の死後庶兄監物と家督を争ひ遂に累を宗家に及ぼしたる者、福島城主堀家より見る時は獅子心中の虫たり。此の當時は南魚沼郡坂戸の城主たりしもの。)

浦佐毘沙門堂は多聞堂とも稱せられ、創立年代は大同年間とも云はれてゐるが明證はない。古來地頭、領主等の崇敬厚く幾多の寄進狀等を所藏してゐるが列品は其等の中の一部である。

第八函

【古文書】

(四) はじなりの證文

西頸城郡下早川村 伴 是 顯氏

借用申カ

金□□のこと

金貳百四拾目

右之金急度かり申候御事

來年カ □□までに返済不レ申候ときわはじ也

永正二年

京てん村

平之 □ (拇印)

松石工門 (拇印)

さい藤平左衛門殿

(齋藤平左衛門は西頸城郡能生町伴是顯氏の祖先にして近江國より越後に來り初めは齋藤と稱し後に伴と改む。古文書類多く世に是を齋藤伴文書といふ。)

今から四二九年前、足利末期のものである。當時如何に名を重んじたかゞ知れ、本函列品の寛永年間の金子借用證文と比較して、層一層の興味あるものである。

(四五) 銀子借用證文

借用申銀子の事

合四拾兩者本銀也

西頸城郡下早川村

伴

是

顯氏

右借用申所實正也此利足一ヶ月ニ付壹兩二分つゝわたし<sup>遺カ遺カ</sup>金ハ來るさるノ三月中ニハ急度本子共ニ相濟可レ申候其時奉公仕候者十三ニ罷成申むすめ御取りて何方成共永代御うり可レ被レ成候又ハ御國替とくせいの節とも此銀においては少も如在申間敷候爲ニ後日ニ借狀仍如レ件

寛永八年未ノ十月十八日

本請人

下田端町 助

作 (判)

同く かり主

田中村 孫

郎 (判)

同 宗

左衛門 (判)

下請人

同 藤

左衛門 (判)

同 兵

左衛門 (判)

伴清左工門殿

上

(此の下田端町とは今の高田市仲町三四丁目邊の事なり。)

(四六) 銀子借用證文

預り申銀子事

銀合百目ハ 町極印也

西頸城郡下早川村

伴

是

顯氏

右之銀子儘ニ預リ申所實正也此銀ハ來ル六月中ニ急度相渡し可レ申候若如在仕候者所御肝煎無<sup>御カ</sup>理とも女子御取り右之銀子濟不レ申候間ハ何様ニも御使可レ被レ成候其時一言之御うらミ申上間敷候又ハ御國替其上天下一圓之御德盛<sup>(ママ)</sup>之儀御座候共於ニ此銀ハ預リ銀ニて御座候少も無ニ如在ニ相濟可レ申候爲ニ後日ニ預狀仍如レ件

寛永拾七年辰三月廿日

たらニ町

庄三郎 (判)

内か (搦印)

伴彦左工門殿

上

(たらに町とは今の高田市陀羅尼町なり。)

(四七) 金子借用證文

借用申金子之事

合小判四兩者本金也

西頸城郡下早川村

伴

是

顯氏

右之金子借借用申所實正也此利足壹兩ニ四匁つゝ之利足上レ加何時成とも御用次第ニ急度相す  
まし可レ申候若如在仕候者如何様ニも御催促被レ成其節女子妻子之儀者不レ及レ申何ニても御見  
あて次第に御取可レ被レ成其時一言申問敷候爲ニ後日ニ仍如レ件

寛永貳拾年未極月廿八日

中小町惣十 ミセカ

藏 (判)

内 久 藏 (判)

作 彦 次郎カ (判)

請 人

作 彦

次郎カ

(判)

森源次右衛門殿

(中小町は今の高田市本町五丁目邊なり、而して森源次右衛門は當時高田町會所の役人たりし人にして  
舊家なり。現今の兩替町入口にあり。縣信聯會事務所邊は此の人の家屋敷とす。)

これらの金銀子借用證文はいづれも女子又は妻子を抵當としたもので、前掲永正二年のものと同  
比するならば其間凡そ百二三十年を距つるのみ。時代思想の變遷に驚くべきものがあらう。

(四八) 頸城西濱早川之内京田腰村檢地帳

西頸城郡下早川村

伴

是 顯 氏

檢地とは田畠、宅地、山林等の廣狹を檢め測ることである。豊臣秀吉は民政に心を用ひ、田制の  
大改革を志して檢地を行つた。慶長檢地の際は方六尺を一步とし、六尺一分の檢地竿を用ひ、三百

歩を一段と定めた。文祿檢地の際六尺三寸の竿を用ひたに比すれば、一段の實績は稍、減じてゐ  
る。列品は慶長三年秋の京田腰村の檢地帳で、同村は今の西頸城郡上早川村大字越の邊である。

(四九) 經田永付帳

西頸城郡下早川村

伴

是 顯 氏

天正十五年八月のもので帳中記すところは土倉村、岩倉村、ふき奈村、猿倉村、土鹽村、坪野  
村、いかはら村、松木名、下村等で奥に、「惣都合百貫參百五拾八文、此米都合參百壹俵五盃貳合  
但壹貫ニ三俵年貢也」と見えてゐる。計算によれば三盃を一升とし、二斗を一俵としてゐるが、如  
何なる枴を使用したかは判然しない。甲州では四配を一升とし、一斗二升を一俵としてゐるが、そ  
れは甲州枴によるもので京枴に換算すれば一俵は三斗六升に當る。列品の一俵が京枴に據るものと  
すれば甚だ小俵と云はねばならないが、當時戰國時代であつたから、或は運搬の便等を考へて小俵  
にしたものであらうか。尙ほ村名中「松木名」といふあり、特に注目すべきである。

(五〇) 五月四日附輝虎文書

古志郡上北谷村

渡

邊

秀

二 氏

今度本庄彌次郎逆意不レ及ニ是非一候然ニ鮎川地相抱抽ニ粉骨ニ之旨神妙併不具引除由無ニ余儀一候  
爲ニ退治ニ各差下候條傍輩共令ニ談合ニ先懸成之一□□一古敵可レ散ニ價償ニ候鮎川孫二郎相下候

一入可三相嫁一候謹言

五月四日

輝 虎 (花押)

鮎川治部大輔殿

同 刑部少輔殿

同 中務少輔殿

甫保準人佐とのへ

菅原太郎左衛門とのへ

同 新左衛門とのへ

渡邊兵部丞とのへ

岡雅樂頭とのへ

永祿十一年の初め越後本庄城(村上城)の本庄繁長、宿意によつて、武田信立に通じ、謙信に叛いた。然るに本庄の一族鮎川氏は謙信に屬し、忠義を致さんとした。列品は當時、謙信から鮎川氏等へ贈つた書狀である。

(五二) 十二月十三日附謙信文書

古志郡上北谷村 渡邊 秀二氏

假名依望吉三與□候

出カ仰カ

謹言

十二月十三日

謙 信 (花押)

嶋倉次郎丸殿

景勝越中出陣の際の春日山城留守居は鐵上野介であつた。「此上野介子なき故島倉吉藏と今ふ若者を景勝公御見立て上野名跡に仰付けらる。後鐵孫左衛門と改むる是なり」と管窺武鑑に見えてゐる。列品は其吉三泰忠誕生の際に謙信から名前を附けてやつた手紙である。次郎丸は恐らく吉三の父であらう。其傳は詳らかでないが、天正五年頃から謙信に屬した能登國甲山城將島倉孫左衛門泰明と同一人であらう。猶「上杉家將御尋に付書上」の鐵上野介安則の條には「上野介に男子なき故島倉内匠を名跡に申付けられ、内匠が子鐵孫左衛門と申候云々」と見えてゐる。鐵孫左衛門は大坂冬之陣鳴野表の戦に功勞があつて將軍秀忠から感狀を賜つた豪の者である。

(五三) 三月七日附景勝文書

南魚沼郡鹽澤町 高橋 大吉氏

對三廣井善右衛門尉油科(ヤウ)如三書面一者無三何事一歸宅之由肝要之至候木曾逆心ニ付而甲府備無三是非二次第候乍去當國堅固之上者勝頼身上於三異儀一者勿論本意之稼可爲之段自然無レ曲被三罷

成<sub>レ</sub>與云共一應彼家相續之儀思詰之上最安候將亦其方事元來當方入魂筋目之儀候間何篇之儀被<sub>レ</sub>申越<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>異儀一候猶直江與六可<sub>レ</sub>申候間於<sub>レ</sub>用所<sub>レ</sub>者彼者<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相合<sub>レ</sub>尤候恐々謹言

三月七日

景 勝 (花押)

市川新六郎殿

天正十年正月、武田家に屬せる信濃國福島の城主木曾義昌、織田信長と通じて勝頼に叛いた。列品は其三月七日上杉景勝から信濃國市川城主市川信處に宛て、勝頼の身上に異儀ありとも存分の働らきをなすべきこと、又曲なくなることも一應武田家相續に就て思案すべきこと、市川は上杉と入魂なれば何事を申越すとも別儀ないことなどを申し送つたものである。勝頼はこれより四日の後、三月十一日天目山に自刃して亡び、六月十六日、景勝は市川氏の本領を安堵せしめ且つ采地を宛行つてゐる。市川氏はこの後上杉氏に屬した。

第九 函

【古文書】

(五三) 卯月十日附信忠文書

南魚沼郡鹽澤町 高橋 大吉氏

就<sub>レ</sub>當地着城<sub>レ</sub>重而御使披露候處<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>祝着<sub>レ</sub>之由則被<sub>レ</sub>逢<sub>レ</sub>對面<sub>レ</sub>候猶雇<sub>レ</sub>彼口上<sub>レ</sub>候間略<sub>レ</sub>書面<sub>レ</sub>候恐々謹言

卯月十日

甘左 信 忠 (花押)

北 丹

御報

甘利信忠は甲州武田家の權臣である。列品は越甲提携を圖つた頃の物と想はれるが詳らかでない。

(五四) 九月二日附景虎文書

古志郡上北谷村 渡邊 秀二氏

急度以<sub>レ</sub>飛脚<sub>レ</sub>申届候只今從<sub>レ</sub>琵琶嶋<sub>レ</sub>申來分者今日其地北條迄打著候由誠以満足不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>之候此上一刻も相急明日者八崎江押著儀持山如何にも及<sub>レ</sub>行可<sub>レ</sub>然候從<sub>レ</sub>南陣<sub>レ</sub>も加勢衆之儀者當地へ爲<sub>レ</sub>打返<sub>レ</sub>尤候爰元無人數故今日も敵上郷へ相働我儘之擬口惜候殊更當表之儀も一日も大切候儘必明日者其方八崎へ打著南衆をば當口へ可<sub>レ</sub>指越<sub>レ</sub>候爲<sub>レ</sub>其以<sub>レ</sub>船早飛脚<sub>レ</sub>指越候少も油斷有間敷候恐々謹言

九月二日 酉刻

景 虎 (花押)

北條丹後守殿

上杉謙信には子供がなかつたので、越後上田の城主長尾政景の二男景勝及び相模の北條氏康の七男景虎を養子とした。天正六年三月謙信卒去の後、景勝景虎の間に相續争ひが起つた。列品は當時のもので、九月二日、景虎は其與黨たる上野國麻橋城主北條景廣が越後北條に來著したのを聞いて使者を遣し、且つ明日鉢崎に出陣して旗持山を攻め、又速に相模北條氏の援兵を嚮導せしめんとしたものである。

(五) 十月十六日附景勝文書

北魚沼郡須原村 目 黒 文 平 氏

其以來其許之模様不<sub>レ</sub>相聞<sub>一</sub>無<sub>二</sub>心元<sub>一</sub>候處飛脚差越<sub>一</sub>樽肴到來遠路一入祝着<sub>一</sub>其地無<sub>二</sub>異儀<sub>一</sub>之由自<sub>レ</sub>何以簡用<sub>一</sub>洞宿迄相誘無<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>堅固之備專<sub>一</sub>候扱又爰元之儀無<sub>二</sub>別條<sub>一</sub>館之事度々堀際迄押詰候間無<sub>レ</sub>程可<sub>レ</sub>屬<sub>二</sub>本意<sub>一</sub>候於<sub>二</sub>時宜<sub>一</sub>者可<sub>二</sub>心安<sub>一</sub>候尙萬吉重而謹言

十月十六日

景 勝 (花押)

追而爲<sub>一</sub>鉄炮<sub>一</sub>

對馬守とのへ

景虎文書と同様、家督争ひの時のものである。宛名の對馬守は千坂對馬守か河田對馬守かと思は

れるが明證はない。但し所有者目黒文平氏の談によれば、古志郡竹ノ俣村屋野家に傳へられし古文書にして屋野家は當時對馬守なりしに非ずやと。

(五) 八月十六日附景勝文書

古志郡上北谷村 渡 邊 秀 二 氏

雖<sub>レ</sub>未<sub>二</sub>申通<sub>一</sub>染筆仍言殿下遂<sub>レ</sub>日就<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>權威<sub>一</sub>國々之諸士無<sub>二</sub>殘所<sub>一</sub>上雖候其方事當隣州<sub>二</sub>付<sub>一</sub>而<sub>レ</sub>上洛可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>催促<sub>一</sub>之段有<sub>二</sub>御内證<sub>一</sub>自<sub>二</sub>石田治部少輔方<sub>一</sub>至于大寶寺<sub>一</sub>使者被<sub>二</sub>指下<sub>一</sub>候<sub>一</sub>中如何<sub>一</sub>様之儀有<sub>レ</sub>之候共被<sub>レ</sub>抛<sub>二</sub>萬事<sub>一</sub>急度可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>上洛<sub>一</sub>儀專<sub>一</sub>候猶本庄越前守可<sub>二</sub>申届<sub>一</sub>候恐々謹言

八月十六日

景 勝 (花押)

大崎 殿

文中殿下とあるのは秀吉の事で、文面は景勝から大崎氏の上洛を促したもので、恐らく天正十六乃至十七年のものであらう。秀吉が文武百官を衆樂第に會したのは天正十六年四月の事で十七年五月の頃には其威令天下に遍く、東北の諸侯亦争つて使幣を修むるに至つた。しかも猶降を肯んじないものに、關東に北條氏政、陸奥に伊達政宗等があり、大崎氏亦陸前にあつて降らなかつた。翌十八年政宗は降り、氏政は滅ぼされた。かくて秀吉は關東發向の時遠國進參の諸將を責めて皆その城を没收した。大崎家譜義隆の項に「天正十八年庚寅八月十九日賀美郡新田城を退き同郡小野田城に移



る。同月廿四日最上路を経て千本に寓す。其後公の命に依り長尾影勝(ウツ)に屬せられ會津に於て卒す。とある。大崎氏の先、足利伊豫守家兼、延元二年奥州探題として下向し、其子の直持職を継ぎ、大崎、加美、志田、遠田、栗原五郡を領し、爾來大崎氏と稱した。其後領地に増減あつたが義隆滅亡の頃猶右の五郡を領してゐる。大崎五郡と稱するもので今の宮城縣である。

(五七) 十二月十七日附勝資文書

南魚沼郡鹽澤町 高橋 大吉氏

不<sub>レ</sub>存寄<sub>二</sub>候之區先日者御札珍重候仍可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御密談<sub>一</sub>之旨候條雨宮存哲可<sub>レ</sub>遺置<sub>一</sub>之趣候間任<sub>二</sub>御作意<sub>一</sub>内藤修理亮致<sub>二</sub>談合<sub>一</sub>進之候然<sub>ニ</sub>以<sub>三</sub>三ヶ條之御書付<sub>一</sub>承通具令<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>候但彼修理者去頃於<sub>二</sub>殖野陣<sub>一</sub>相牙被<sub>二</sub>仰究<sub>一</sub>候筋目<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>相替<sub>一</sub>候然者信立勝頼<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>候之間黙止候惣別當時甲相入魂無<sub>二</sub>被<sub>二</sub>申合<sub>一</sub>上者三和一統之外難<sub>ニ</sub>成就<sub>一</sub>候畢竟此所不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>御分別<sub>一</sub>候委曲金井淡路守可<sub>レ</sub>申達<sub>一</sub>候恐々謹言

十月二十七日

跡 大勝

資 (花押)

北 丹  
同 彌 御宿所

列品は武田信立の臣跡部勝資から三和一統即ち越中相三國の和を圖らんとして北條丹後守らに宛

てたものであるが、其年次詳らかでない。文中殖野陣とあるのは下野の小田氏治の請援により、謙信が上野惣社に出陣した時のことで、元龜二年十一月頃である。列品に去頃於殖野陣云々とあるからそれ以後のものたるは瞭らかである。三和一統に就て足利義秋(後に義昭)の斡旋は既に久しい以前からであるが、其間にあつて奔走した織田信長の謙信と誓書を交換して信立に當らんとしたのは元龜三年十一月の頃である。因つて列品は元龜二年若くは三年のものであらう。

(五八) 慶長九年堀丹後守直寄文書

北魚沼郡須原村 目 黒 文 平 氏

廣瀬郷中役人、百性數六拾貳人之事

一、百性壹人ニ付一ヶ月ニ一日宛自分可<sub>レ</sub>召仕<sub>一</sub>候並代官所へハ一ヶ年之内ニ三日宛被<sub>レ</sub>仕可<sub>レ</sub>申候此外壹人ニ而も人足<sub>一</sub>者其者之儀者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申肝煎共可<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>成敗<sub>一</sub>候則請人代官並下代共迄も右之外召仕間敷候旨誓神<sub>一</sub>條自然右之旨相背族於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之者何時ニ而も目安にて可<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>候仍如<sub>レ</sub>件

慶長九年十一月廿七日

丹 後 守 (花押)

與 左 衛 門

八 郎 左 衛 門

堀直寄は監物直政の第二子、慶長三年叙爵して丹後守と稱し坂戸の城に居た。後信州飯山、越後長岡等に轉封し、元和四年には更に村上に移つて十萬石となり、寛永十六年六月六十三で卒した。列品は坂戸城主の頃のもので、廣瀬郷百姓六十貳人を、直寄は一人一ヶ月に一日宛、代官所では同じく一ヶ月に三日宛使ふこと、若し右の旨に背く者あらば目安を以て申上ぐべきことを令したものである。廣瀬郷は今、北魚沼郡に屬する。

【貨 幣】

(五九) 天正越座小判

高 田 市 森 成 麟 造 氏

一般に謙信小判とも謂ふ。純金、圓形、徑一寸五分。表に菊桐紋章を捺し、越座天正の極印がある。裏にも天正の二字がある。「國家金銀錢譜續集」に

謙信小判 位 重サ四匁一分一厘 厚サ三厘(云々)

近藤守重の「金銀圖録」に

相傳フ謙信ノ所造

と見えてゐる。今、世に知られてゐる物は米澤上杉神社所藏のものと列品との二枚だけである。

(六〇) 高田小判

高 田 市 森 成 麟 造 氏

謙信高田小判と云ひ、圓形、徑一寸七分、重さ四匁、金位は中上かと云はれる。これ亦謙信の造る所なりと傳へられ、「金銀圖録」に

寶貨事略ニ謙信入道佐渡國ヲ攻取シヨリ後ハ其金ヲ探テ國用ヲ足スト見ユ是佐渡金ヲ以テ制スル

所カ

と云ひ「佐渡志」に

越後ノ謙信佐渡ノ金ヲ探テ軍國ノ用ヲ辨ゼシト云フモ多クハ西三川ノ砂金也

と見えてゐる。

(六一) 佐渡小判

高 田 市 森 成 麟 造 氏

元和七年七月朔日、佐渡でも通用の小判を作ること許されて小判師等が佐渡に入った。其制度長のものに倣つたので、表面は慶長小判と異なるところがないが、裏面向つて右上に佐の極印を捺す。其中央に金銀改役後藤庄三郎光次の花押を極印し、他に小判師、吹所等の極印を捺す。

重量は大體四匁七分六厘と云はれるが、列品は四匁五分。長徑二・三寸、短徑一・三寸、厚さ二厘程である。

【廣川晴軒關係品】

北魚沼郡小千谷町 廣川 利兵衛氏  
全 小千谷高等女學校

廣川晴軒、諱は魯、幼名を龜七と云ひ後に德三郎と稱す。享和三年五月二十日小千谷に生れ、明治十七年一月十四日八十三歳を以て歿した。其履歴は後に掲ぐる通りであるが、其功績は以て志筑忠雄、伊能忠敬と並び稱さるべきものとされ、大正十三年贈正五位の恩典に浴した。

函外列品の肖像は小千谷高等女學校の出品にかゝり、渾天儀、世界地圖は共に廣川利兵衛氏の出品にして、晴軒自作のものである。

(六二) 改曆建白書寫

北魚沼郡小千谷町 廣川 利兵衛氏

太陰曆より太陽曆に改めんとするもので、履歴書中にも記すごとく明治三年集議院に於て採用せられたものと寫しである。

(六三) 三元素略説及版木

北魚沼郡小千谷町 廣川 利兵衛氏

僅々十數枚の小冊子に過ぎないが、温、光、越素の三元素は其本質に於て根本的同一のものなりと説破するもの。温光越素とは熱光電氣のことで、三者の中越素は其根源をなし、「氣海觀瀾廣義」にエーテルを説けるものを引用してそれと同一物と見てゐる。此説は西洋に於けるエネルギー相關

説と比較せられ、屢、同一視せられるけれども、彼の説に據るものではなく略、同時代を以て公表せられたものである。萬延元年の起稿に係り遅くも翌二年には脱稿して、慶應元年に上梓せられた。印刻僅に百部に過ぎすと云はれ、版木は小千谷廣川氏の宗家に保存せられ、現に本函に出陳せられてゐる。

(六四) 廣川晴軒自筆履歴書

北魚沼郡小千谷町 廣川 利兵衛氏

履 歴

算術ハ同郷朋友佐藤虎三郎へ入塾安政五年三月ヨリ翌未年五月上旬迄十五ヶ月相學其時ノ稽古帳ニ遊歴之節相場割利足差分天之術容術等相學即東フ是又稽古帳八冊 安政六年六月江戸京へ罷越箕作阮甫先生へ入塾洋學天文地理辨物萬延元年申年五月迄十二ヶ月修業其節三元素略説一冊著述翌六月歸郷夫ヨリ近隣豪農家等童蒙教授萬種勉勵明治五年申八月ニ至尙又東京出府本石町三丁目原田善兵衛宅へ寄

留仕家塾開業其節箕作秋坪箕作麟祥津田眞道三先生へ時々參堂或ハ談話或ハ質問等致シ學藝研

究 此節即明治三年庚午八月廿九日集議院へ改曆建白奉ニ差上候處御採用ニ相成候事 明治七年戊四月迄十二ヶ月五月歸郷仕候

右之通相違無御座候也

(六五) 鶴殿春風書翰 (一)

北魚沼郡小千谷町 廣川 利兵衛氏

未<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>拜鳳<sub>一</sub>候共呈<sub>二</sub>寸猪<sub>一</sub>候然者同藩長谷川五郎太夫より尊意之趣相伺委曲奉<sub>二</sub>拜承<sub>一</sub>候唯、虚名を以て尊聽を瀆し遠路御來訪奉<sub>二</sub>恐縮<sub>一</sub>候仍而明朝茅屋へ御來臨被<sub>レ</sub>下度奉<sub>レ</sub>存候猶縷々期<sub>二</sub>拜語之時<sub>一</sub>候 頓首

十月十一日

二白五郎太夫より別<sub>レ</sub>御返書不<sub>レ</sub>仕候間左様御承知万乞御聞

廣川徳三郎様

梧右

鶴殿團二郎

(六五) 鶴殿春風書翰 (二)

北魚沼郡小千谷町

廣川利兵衛氏

愈御清適被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御凌<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>賀候然<sub>レ</sub>此間は參堂色々御厄介相成樂存候其節御咄し申上候通り五日より十日迄之中<sub>レ</sub>在宅<sub>二</sub>候間若しセキスタント御一讀之思召<sub>二</sub>候は、御光來御待申候右申上度匆々呈<sub>二</sub>紙<sub>一</sub>候 己上

四月朔

鶴殿團次郎 長岡藩士、數學者、名は長養、春風と號した。文久二年幕府に召されて蕃書取調所教授となり、又海軍所教授、歩兵指圖役、目付等に歴任した。幕府倒壞の後郷に歸り、慶應四年十

二月九日、病んで長岡に歿した。時に年三十八歳。門人に伊東祐亨等がある。

## 第十二函

(六六) 長岡城古繪圖

古志郡東谷村

植村新彌氏

長岡城は近世牧野氏の城府となり七萬四千石の治所であつたが戊辰の役に兵燹に罹り、今は削平して公園、長岡驛等となつてゐる。列品の古繪圖は文政年間、牧野備前守忠精の頃のものである。

(六七) 御家中向伊呂波韻早引

古志郡東谷村

植村新彌氏

伊呂波韻早引も右と同じ頃のもので奥書に「文政八酉中春寫終 植村敬」と見えてゐる。筆者は出品者植村新彌氏の祖先である。

(六八) 匪躬録

北魚沼郡廣瀬村

關矢孫一氏

筆者關矢孫左衛門は北魚沼郡廣瀬村並柳の人。戊辰戦役の際は正人と稱し、松田秀次郎の居之隊に屬し、官軍として各地に轉戦した。列品は當時の記録で居之隊役員氏名以下明治三年九月解隊の時までの事を記した維新史研究の貴重資料である。猶其他に西南戦役當時の事及び種々の心覚え等をも記してある。

孫左衛門は其後南北魚沼郡長。衆議院議員等となり、明訓學校を彌彦に創立し、北海道開拓に従事し功績大いに顯はれたが、大正六年野幌の農場に歿した。時に年七十四。遺骨還るに及んで里人相諮りて村葬とし、共にく喪事を營んだ。

(六九) 御献立表

中蒲原郡新津町 桂 恕 佑氏

明治十一年明治天皇北陸御巡幸の際、九月二十日新津町桂恕佑氏宅に御駐泊あらせられた折の御献立表である。

函 外

(七〇) 後奈良天皇御諭旨

南魚沼郡六日町 寶 珠 院

越後國植田庄線柳院圓紹法印久往ニ高野山ニ極ニ眞言奥儀一成ニ修業功勞ニ云々然者可レ致ニ天下安全寶祚長久御願圓滿御祈ニ者天氣如レ此執達如レ件

天文十六年十二月十三日

左 中 辨 (花押)

圓紹法印御房

植田庄は今南魚沼郡に屬し、線柳院は同郡六日町余川の寶珠院となつてゐる。圓紹法印の傳は詳

らかでないが、高野山に眞言の奥儀を極めた由文中に見えてゐる。當時戰國時代であつたから、後奈良天皇之を愁へて、圓紹をして天下安全、寶祚長久圓滿の御願御祈を致させたのである。

(七一) 糸魚川藩經並小旛

北魚沼郡須原村 目 黒 文 平 氏

列品は糸魚川松平氏のものである。糸魚川松平氏は享保二年入部した松平直之の祖父直堅以後を稱し子孫相繼いで明治に至つた。

經は藩主等の馬側に建て、其居所を示す標識で所謂馬印である。旛は儀式戰陣等の時用ひて標識若くは裝飾とした器具である。

(七二) 捨馬禁止の制札

中蒲原郡五泉町 塚 野 健 治 氏

覺

捨馬之儀付段々被ニ 仰出ニ候處頃日茂捨馬仕候者有レ之候急度御仕置可レ被ニ 仰付ニ候得共先此度茂流罪被ニ 仰付ニ候向後捨馬仕者於レ有レ之可レ被レ所ニ重科ニ者也

十二月 日

今の中蒲原郡菅名村木越、新關村下條、巢本村論瀬等に建てられた物で、之等の地方は天保元年

から明治三年まで駿州沼津藩主水野出羽守の所領であつた。嘉永七年寅三月の沼津領五人組仕置帳に捨牛馬の件が見えて居り、享保十六年九月の新發田藩領内掟書にも捨馬禁止の事が見えてゐる。

第十三函

【古墳其他出土品】

(七三) 鐵 鍬

新潟市 齋藤 秀平氏

中頸城郡金谷村黒田古墳出土物で、かうした優秀品は全國でも無二と云ふべく、奈良時代のものである。大きさ五・五寸に三・五寸、刃部の巾最廣部にて約一・五寸程ある。

(七四) 鐵 鍬

南魚沼郡六日町 若井 豪比古氏

(七五) 鐵 鍬

全 同 氏

共に余川古墳出土物で、鐵鍬は本古墳群から二本出土してゐる。鐵鍬同様鍛製にして穂には鑄を有し、鋒は腐殖落伏してゐるが鬮の部分よく判明し、袋は完全に保たれて圓形を呈し、形式上廣鍬と稱すべきものである。全長約九・四寸。

鐵鍬は有型式平根式と稱すべく、大体に於て奈良朝迄の作と認められる。全長三寸。

(七六) 銅 鐵 模造品

本 館

中頸城郡湯町村大字湯町字卷發見の、東京帝室博物館所造品の模造品である。博物館年報(自大正一月至昭和元年十二月)に「白銅製劍形」とあるが、柳葉形銅鍬とも稱すべきものである。銅鍬は多く九州地方に其分布を見、日本海沿岸砂丘地帯にも稀に發見されるが、列品發見地は日本に於ける銅鍬分布の最北端を示すものであらう。

【銅 器】

(七七) 香 爐

中頸城郡寺野村 丸山 加藤治氏

山寺三千坊として知られた足利時代大寺院の跡と傳へられる寺野村薬師堂敷地内出土のものである。

(七八) 香 爐

中頸城郡里五十公野村 宮崎 佛治氏

これも亦前者同様山寺三千坊跡と傳へられる里五十公野村出土のものである。

【彫 刻】

(七九) 觀 音 像

中頸城郡里五十公野村 池田 萬治氏

鐵櫃に納めた觀音像である。列品出土の萬福寺は吉野朝の忠臣村山隆義の遺書によつて其名を知

られるもので、此地は吉野朝時代の忠臣風間氏と賊軍上杉氏との激戦地である。列品は或は其時代のものか。

【磁器】

(八〇) 皿 中頸城郡里五十公野村 宮崎 梯治氏

青磁にして最も優秀なる作品と認められる。これに類似のものとしては、北魚沼郡小千谷町蔦生の城趾より出土した、古志郡六日市小學校長小竹氏の所有品がある。

【鏡面】

(八一) TLV鏡 白銅六乳鏡 南魚沼郡六日町 荒井豪比古氏

共に支那で前漢より後漢の頃に行はれたものゝ模倣である故に漢式模倣鏡と稱され、我國では推古帝頃まで行はれた。TLV鏡の名は内帯に英字のTLVの如きものが認められるところから得た名稱であり、乳鏡も亦内帯に乳文があるからである。乳文は殆んど此期のものに限られる。列品前者の徑三寸である。

(八二) 草花飛雀鏡 古志郡上組村 川上 玉藏氏

(八三) 菊花双雀鏡 新潟 市 松谷時太郎氏

(八四) 菊花双雀鏡 三島郡岩塚村 白山 神社

(八五) 山吹双雀鏡 南魚沼郡石打村 我田嘉平治氏

いづれも所謂第三期に屬するもので、此内川上氏の出品は平安朝末期のものである。この時代即ち藤原時代のもは従來の漢鏡唐鏡等の模倣の域を脱して、日本式のものが出来て來た時代である。文様としては、水あり草あり、木あり鳥ありの優美な文様が見られる。

鎌倉時代になると微妙の風を失ひ、概して云へば武骨の風を帯びて來てゐる。けれども此頃から菊花文を鑄出したもの、或は年號を刻したものなどが現れた。松谷氏の出品は此時代に屬し、龜鈕である。龜鈕は前代から現はれたものである。

他の二面は共に室町時代のもので、又共に第十四函列品の經筒に蓋として使用せられたものである。此期の鏡は多くは形狀大ならず、文様また精妙ならず、普通品は甚だ粗雑である。

【古墳出土品】

(八六) 環鈴、一鈴 南魚沼郡六日町 若井豪比古氏

共に南魚沼郡六日町余川古墳出土の物である。環鈴は馬具であらうとされ鈴の徑、一・一寸。一鈴は他の例より推察すれば腰飾り等とした物であらう。稍、長圓を呈し七分に五分の大きさである。

【古瓦】

- (八七) 國分寺瓦 佐渡郡眞野村 國分寺
- 全 眞野小學校
- 全 本間周敬氏

天平十三年聖武天皇の毎國僧尼の二寺を建立せよとの詔勅に基いて建立されたものが、今諸國に遺る國分寺で、其舊寺址から發見される瓦が俗に天平瓦、國分寺瓦、布目瓦などと呼ばれるものである。列品は總て佐渡國分寺址發見の物で、同寺址は昭和四年文部省から史蹟として指定された。瓦の文様、製作技術等優秀ではないが當時の文化を知るべき貴重な資料である。これらの瓦の文様を佐渡では菊花文、柳葉文、劍頭文、唐草文、波狀文等に分けてゐる。所謂山形文も尠くはない。

【經筒、經壺】

- (八八) 經筒 西頸城郡青海町 青海神社
- (八九) 經筒 古志郡上組村 川上玉藏氏
- (九〇) 經壺 三島郡岩塚村 白山神社

- (九一) 經筒 南魚沼郡石打村 我田嘉平治氏
- (九二) 經筒 北魚沼郡小出町 阿達綱藏氏

經筒とは經文を後世に傳へるため若くは供養のための經卷を納める筒で、經筒を埋めた塚を經塚と云ふ。寛弘四年關白藤原道長が大和國金峯山に埋め、後年發掘して金峯山に藏する經筒(國寶)を最古とし、世に知られてゐる最新のものは天文年間のものである。納める經卷は法華經が多い。

青海神社出品のものは高さ八寸三分、口縁部徑六寸四分

(祐カ)  
告奉正社

願主僧定祐 (花押)

栗田重包

仁安貳年七月十四日申時了

の銘があり、平清盛時代のものである。川上氏の出品は平安朝末期のものと認められ、白山神社境内出土の經壺及び石打村大字宮野下出土、我田氏出品のものは共に室町時代の鏡を蓋としてあつた。前者には香合を伴出し、後者には其外側に「金剛」と墨書してあり、發掘當時は猶多くの文字が認められたと云ふ。阿達氏の出品には左の如き銘が見られ高さ三・八寸までである。



十之利女 上州住歡喜坊

在奉納一乘妙天六十六部聖

三十番神 天文廿四年今月 日

第十五 函

【彫 刻】

(九三) 藥師十二神將

北蒲原郡黒川村 金 峯 神 社

十二藥叉大將とも云ひ藥師如來の眷屬にして其十二大願に應じて示現した羯磨神である。十二の神將各、七千の眷屬を具すれば八萬四千の護法神を成立する。これら八萬四千の護法神は一切衆生の八萬四千の煩惱を轉じて菩提を得しめると云ふ藥師如來の本誓を示すものである。十二神將はまた晝夜十二時の護法神として頭上に十二支を冠として戴くものもあるけれど、たゞ其標幟たるに止まり、神將そのものを意味するものではない。

列品は鎌倉時代の作と認められ雄渾なる表現である。丈(臺座共)大体三尺前後である。

第十六 函

【彫 刻】

(九四) 藏王權現像

北蒲原郡黒川村 金 峯 神 社

藏王權現は天竺の神で、忿怒、降魔の相を現はし、右手に三鈷を持ち右足を擧げた貌を示す。大和金峯山に祀つて藏王權現と云ひ、藏王菩薩、金剛藏王とも云ふ。これも亦鎌倉時代の作である。いづれも丈(臺座共)約三尺二寸。

第十七 函

【彫 刻 懸 佛】

(九五) 役小角像

北蒲原郡黒川村 金 峯 神 社

俗に役行者と云ひ、修驗道の開祖である。大和國茅原の人、開化天皇の皇子彦坐命より出で、舒明天皇の六年に生れた。俗傳によれば大和葛城山中に秘密を修業すること三十餘年、奇異の驗術を證得したと云ふ。文武天皇の三年五月讒によりて伊豆に流されたが、捕吏小角を捕へんとするに當つて先づ其母を獄に下したので小角も亦自ら來つて捕縛せられたと云ふ。大寶元年赦されて京師に歸り、後九州に渡つて法力を驗したが、其後の消息は杳として知ることが出来ない。寛政十一年勅

して神變大菩薩の諡號を賜つた。列品は鎌倉時代の作と認められる。

(九六) 懸 佛 北蒲原郡黒川村 金 峯 神 社

天文前後作の藏王權現像と見られる。但し、何人か應永十一年と墨書せるも頼りとするに足りない。

(九七) 武將木像 東頸城郡小黒村 古 川 勝 氏

足利前期の優秀なる作品にして、其面貌の典雅なる、或は直峯城主風間信濃守信昭を模したものかと思考せられる。

### 第十八 函

#### 【神佛關係品】

(九八) 貞治五年鰐口 南魚沼郡六日町 永 昌 庵

南魚沼郡六日町東泉田の永昌庵の出品にして、永昌庵は曹洞宗に屬する。其開基は詳らかでないが、長尾氏の創立かとも云はれ、慶長年間坂戸の城主堀氏中興して二十二石の田を給與した。列品に貞治五年<sup>丙午</sup>六月とあり、貞治は北朝年號にして足利時代初期のものである。猶、明陳、蓮華寺、常

住等の銘が讀まれる。

(九九) 永享八年鰐口 北蒲原郡黒川村 金 峯 神 社

藏王金峯神社の出品で、次の銘がある。

金光山鰐口 如意輪權現 越後國蒲原郡 奥山庄黒川大旦那 平朝臣氏實 平實隆 平村義

平元義 于時永享八年<sup>丙辰</sup>三月吉日 願主祐海 實時 貞義

(100) 狛 犬 石製 佐渡郡小木町 木 崎 神 社

狛犬は本來支那にて兎と呼ぶ獸であるが、其像を狛の國から傳へたので、我國では狛の國の犬と見て狛犬と呼んだのであらうと云はれる。元來兎は祥瑞のものごされ、犬は善く衛り魔を除ふと云ふので警衛の具とされるに至つた。木崎神社出品は足利時代のものかと考へられる。

(101) 狛 犬 石製 北蒲原郡黒川村 金 峯 神 社

藏王金峯神社のものには「天正十五年六月吉日」「奉寄進藏王權現獅子」「篠口<sup>井カ</sup>澤惣兵衛<sup>子カ</sup>殊敬白」の銘がある。

(101) 建久五年供養塔

北蒲原郡中條町 丹後 幹治氏

今此諸大衆應除

諸佛語無異 唯一□二□

過去無數劫 無量滅□佛

百十萬億種 其數未可量

□

□ 諸法□

是諸世□<sup>寺カ</sup> 諸說一乘□

化無量衆生 令人於佛道

又諸大聖主 <sup>知カ</sup> 如一切世間

天人□牛類

深心之□<sup>所カ</sup>

建久五年五月廿八日

禪師房

北蒲原郡中條町大字野中文珠堂前に在る曾我兄弟の供養塚から發見されたものである。銘に建久

五年五月廿八日禪師房とあるが、偶、前年五月廿八日は曾我兄弟が富士の裾野で父の仇工藤祐經を討つた日である。十郎五郎には國上で僧となつた律師(東鑑ニ據ル、諸書作禪師)と云ふ弟があるが、建久四年七月二日に、鎌倉に召される途中自殺したとも云はれる故に、これは恐らく當時奥山庄に居た悪禪師(三浦義明の孫)か加地庄に居た頼朝の叔父護念上人慈應かの建てたものであらう。

(102) 奈良時代供養塔

北蒲原郡中條町 丹後 幹治氏

住於種種之地。唯有如來。如

實見之。明了無礙。如彼弁

木叢林。諸藥草等。而不自無。

上中下性。如來如是。一相一味

之法。所謂解脫相。離相滅相。空

竟涅槃。常寂滅相。終歸於

空。佛知是已。觀衆生心欲。而

將護之。是故不即爲說。

一切爲智。汝等迦葉葉。

甚爲希有。能知如來。

隨宜說法。能信能受。所

以者何。諸佛世尊。隨宜說法。

難解難知。余時世尊。欲重宣此義。

而說偈言

前者同様曾我兄弟供養塚から發見のものであるが、書風奈良時代のもものと認められる。果して然らば新潟縣最古の金石文である。經文は法華經藥草喻品第五の一節である。

### 第十九 函

【刀、 槍】

(二〇四) 刀、 槍

古志郡上北谷村 渡邊 秀二氏

刀二口、槍銃一基共に春日山住兼則の作である。兼則は備前兼則とも稱し、天正前後の刀工である。

(二〇五) 刀

三島郡片貝村 桑原 清市氏

高田柳原藩の刀工三家正吉の作で、彌彦神社へ奉納した神劍の餘鍔を以て鍛へたものである。

(二〇六) 槍 鏑

新潟市 金井 寫眞館

春日山住兼則の作である。

(二〇七) 太 刀

刈羽郡二田村 物部 神社

上杉景勝の奉納と傳へられる。之と同一のもの、北魚沼郡須原村守門神社に景勝奉納として傳へられる。

(二〇八) 刀

東頸城郡小黒村 横尾 義智氏

二口共に徳川時代末期、高田柳原藩の刀工、蟠龍齋岩野道俊の作である。

### 第二十 函

【土器 石器】

(二〇九) 土 器

新潟市 齋藤 秀平氏  
全 丸山 嵐潮氏

高田市 森成麟造氏  
 四蒲原郡彌彦村 古谷熊治郎氏  
 南魚沼郡六日町 若井豪比古氏  
 中頸城郡直江津町 望月信一氏

石器時代の土器を縄文土器と彌生式土器とに二大別する事が出来る。前者は縄文を有する事から此名稱を得、後者は其最初のものが東京市本郷區彌生町から發見されたに始まる。縄文土器は純石器時代のもので獨特の製法と文様とを有し、彌生式はそれより遅れて大陸文化の影響を受けて生じた土器と見られ、前者は關以東、東北地方に多く、後者は關西から九州方面に多く分布してゐる。

縄文土器を更に分つて陸奥式、厚手式、薄手式の三とする。本函中の列品は陸奥式、關東式等とは異つた越後獨特の風貌を有つ故に越後風厚手式縄文土器とも稱する事が出来よう。たゞ丸山氏出品の椀は何れかと云へば薄手式に屬するものである。

祝部土器とは古代日用又は祭事に用ひられた土器である。齋ひ忌みて造られた故に齋瓮、忌瓮等とも書く。列品中の柿崎出土のものは波狀沈文を刻する稀らしいものである。

中間土器とは彌生式土器、祝部土器の何れにも屬せしめ難いので斯く呼稱した。糸彻底になつて

ある。

(一〇) 紡錘車

南魚沼郡石打村 梅澤丈吉氏  
 三島郡片貝村 佐藤佐平治氏

紡錘車とは其形狀から名付けられたものであるが其用途は未だ判然しない。これに二種類あるが本函中には其二種とも見られる。

(一一) 石皿

三島郡片貝村 太刀川四郎氏  
 高田市 森成麟造氏  
 南魚沼郡石打村 梅澤丈吉氏

石皿は其名の示す様に石製の皿であるが、果實、穀類等を潰したり磨つたりしたものであらう。

(一二) 冠石

三島郡片貝村 安達寅松氏

物を潰すに使つたものであらう。

(一三) 有孔石器

南魚沼郡石打村 梅澤丈吉氏

用途詳らかでない。

第 二 室

【遺 墨】

(二四) 長谷川嵐溪筆山水圖

本

館

三條の人、名は荃、字は芳孫、香峰、嵐溪釣徒と號す、弱冠江戸に出て學を大槻磐溪に、書を春木南湖に問ひ、後更に菅井梅關に畫を學ぶ、慶應二年病歿す、時に年五十二。

(二五) 釋黃峯筆山水圖

本

館

畫僧、名は道淳、別に素菴、如雲、少林等と號す、刈羽郡小國郷法坂村の人、俗姓松田氏、天保六年二月十八日、年六十四を以て歿す、人と爲り飄逸にして勢利に拘はらず、常に口上書なるものを懷中して死後の始末を頼み、其終りに云ふ「世を捨て、身はなきものと思へどもかゝるお世話をたのむおかしさ」と。

(二六) 含雪公題詠

中蒲原郡金津村

中野忠太郎氏

山縣有朋、長州藩士、戊辰戰役の際官軍の參謀として軍を進めて小千谷に來り、慶應四年五月十

三日朝日山の激戰に敗れて、十九日迄横渡に陣す、列品は當時の口吟にして、

あた守類砦のかより影ふけて

なつ母身にしむ越の山風

とあり。後年、有明は往時を追懷して其手記「越の山風」に次の如く記してゐる。

兩軍ヨリ打チ合フ大砲小銃ノ聲晝夜ヲ通ジテ間斷ナク而シテ其間時々戰勢極メテ激烈トナリ、今ニモ突貫ノ來ルベキ狀勢アリ、傳騎ヲ東西ニ飛バシテ戰況ヲ見セシムルコト一晝夜ノ中ニ幾回ナリシヲ知ラズ(中略)加フルニ天氣ハ雨ナラザレバ則チ曇リニテ夜間ノ如キハ一點ノ星光ヲモ見ルコト能ハズ其ノ困難、其ノ慘悽殆ンド云フベカラザルモノアリ(下略)

(二七) 蒼龍窟題詠

中蒲原郡金津村

中野忠太郎氏

河井繼之助 長岡藩士、諱は秋義、蒼龍窟と號し一世の英傑たり、文政十年正月七日長岡に生れ、佐久間象山、古川謹一郎、大槻磐溪、齋藤拙堂等に各地に業を學んだ。慶應三年十月長岡藩執政となり、戊辰戰役には藩兵を率ゐて各地に轉戰、七月二十五日の戰に傷を受け、明治元年八月十六日若松領に歿した。時に年四十二。

(二八) 富取芳齋筆山水圖

本

館

名は良通、字は良輔、西蒲原郡地藏堂の人、五十嵐華亭、中林竹洞等に學び、後、谷文晁、春木南湖等に就て研鑽甚だ努め、一家を成した。明治十三年七十三才にて歿す。

(二九) 石川侃齋筆山水圖

本 館

新潟の人、名は元輅、字は公乘、通稱龍助、二橋外史等多くの別號を有し山水を善くした。天保十一年七十七才を以て歿す。

(三〇) 本間翠峰筆山水圖

本 館

字は子欣、通稱榮吉、西蒲原郡樋曾の人、畫を長谷川嵐溪に學び詩書等を新保西水に受け、新潟に移住の後壽名世に著はれた。明治十一年歳三十七を以て病歿す。

(三一) 河井繼之助七絶

中蒲原郡金津村 中野 忠 太郎 氏

古哲片言定大事 二句勤苦未全安

鈍刀不斷徒傷物 磨琢誰教霜刃寒

聽宮路村之訴有感

安政戊午秋

蒼 龍 窟

安政戊午秋とあれば繼之助三十二才の折の作である。宮路村は今の古志郡宮地である。

(三二) 肥田野築郵書

北蒲原郡築地村 近 慶 吉 氏

築郵 名は徹、儒者、北蒲原郡築地村の人、長じて新發田侯の侍醫松本本庵に學び、又龜田綾瀬に江戸に學ぶ、勉學數年、歸郷の後子弟を教授し人の窮厄を救ふを樂しみとした。明治七年一月年七十四を以て病歿す。列品の全文次の如くである。

近世名字説

人之有名字所以稱呼彼我之別也固無義也其有義者妄也然左氏已載五義之說諸子亦論之業已久矣夫文王之初生誰知繁昌其後耶武王之生也焉知一發怒伐殷與發興岐周耶或文王以是義名武王則文王欲安殷天子於何地耶文王聖人也不懷不臣之心明也然則爲其有義者妄也而左氏五義之說來名字必有義是以後世有說覽諸文集而可知也近士先之子幼而好學請名字之余考古之文其說不頌則規也其名之以勉乎不勉何成字以成乎其勉成其學哉余辨妄又考說以規戒之

嘉永二年歲次己酉季秋望後二日

築郵肥田野徹書

(三三) 歸山雲崖筆掛物

中蒲原郡金津村 中野 忠 太郎 氏

三條の人。名は良徹、通稱徳三郎、雲外を號す。書を郷人行田雲濤に學び後京都に上りて山本梅逸に師事す。梅逸其才を惜みて子となさんとせるも肯ぜず。研鑽七年にして歸郷す。領主内藤侯祿せんとするも受けず。戊辰の役國境を圖して總督に上る。明治十一年聖駕御巡幸の際地誌風物百二十圖を献上、嘉納せらる。明治三十六年七十四才にて歿す。

列品中花鳥の三幅對は天覽を賜はれるものと傳ふ。

春夏花禽之圖

五穀豐實之圖

三幅對

種冬花虫之圖

花鳥圖

三幅對

西王母之圖

壹幅

名花十友圖

壹幅

### 第三室

(二四) 朱 樽

刈羽郡武石村 難波政五郎氏

朱は古代に於て貴重なる財寶として尊重せられ、長者傳説には黄金千盃朱千盃と云はれて必ず附き添つたものである。列品は刈羽郡八石山麓に埋められたと云はれるものの一つである。

(二五) 獅子頭

刈羽郡二田村 物部神社

悪魔を祓ふとの意味から太神樂の時被つて用ふるもの、足利時代の製作にかゝる。

(二六) 狛 犬

刈羽郡二田村 物部神社

木彫、鎌倉時代の作にして安藝國嚴島神社の寶物と同一のものである。

(二七) 狛 犬

三島郡岩塚村 白山神社

木彫、足利時代のもものと認められる。

### 第四室

此御室は明治三十五年、大正天皇の未だ皇太子に在しました當時御駐泊遊ばされた御室で、正面



柱の中央に小さく見える紙には「伊勢」と記してあるが、朝夕禮拜遊ばされたものと洩れ承はる。  
室内の御品は明治天皇北陸御巡幸の時、明治十一年九月廿日新津町桂恕佑氏宅に御駐泊の際の御  
使用品で、行在所建札、御草履、御米入箱、御鯉節削り、御湯桶、御酒入等である。

## 立 關

(二六) 上杉謙信筆拓本額

新潟市 齋藤秀平氏

春日山林泉寺山門にある「第一義」の額面の拓本である。謙信年甫めて七歳の時、此林泉寺に入り翌年加治春綱の猶子として枋尾の常安寺に移るまで此處に居た。

## 産業部

### 第一室

#### 【新潟縣地形模型】

二十萬分の一の縮尺にて現はせし模型

此模型を見るに、越後山脈の連峯、出羽山脈の延長として東に亘りて、山形、福島の縣界を北東より南西に走る。北方には朝日岳(二・八七〇米)を主峰とする朝日岳山脈並に其西の摩耶山脈連り、其中間に三面盆地を屬してゐる。海岸には葡萄山脈が平行して走る。

朝日岳南方には飯豊山(二・一〇五米)、大日岳(二・二二八米)を主とする飯豊山塊あり、楡形山脈が其前山を爲せるを見る事が出来る。阿賀川以南の駒形山脈、尙南に連なる越後山脈の高峰をなす中ノ岳、駒ヶ岳等簇立して本山脈中の最高部をなし、三國山脈に續いてその前山をなす東山山脈は、越後山脈との間に破間川の構造谷を有する低山性の丘陵である。三國山脈は群馬縣との縣境に跨り、牛ヶ岳、柄澤山、清水峠、三國峠等を爲す、前山をなす魚沼山脈は東山山脈の延長とも見る

本

館

べき魚沼傾動地塊である。西縁には信濃川を隔て、關田山脈、八石山脈の並走せるあり。つゞいて海岸山脈をなして彌彦、角田の火山を戴く。西部頸城地方には、妙高火山彙簇して妙高、焼の高峰となり、長野、富山縣境には、飛彈山脈連亘して白馬の峻嶺走りて海に没し親不知の險をなせるを見る。是等山脈によりて培養せられたる河川は、信濃の諸流を蒐めて西北流する信濃川、會津盆地の水を集めて横谷をつくりつゝ西流する阿賀川をはじめとして三面川、荒川(岩船郡)、加治川、荒川(中頸城郡)、姫川等越後平野、頸城平野及各地の小平野を構成して米の越後の感を深からしむるを見る事が出来る。

【新潟縣地質圖並に同地質説明用岩石標本】

本

館

本縣の地質は圖に示さるゝ如く、古生層は北魚沼郡、古志郡、西蒲原郡、中蒲原郡、東蒲原郡、北蒲原郡、岩船郡等の一部に現はれ、中生層侏羅紀は西頸城郡の西部に現はれ、第三紀層は本縣の基盤をなすとも云ふべくして全縣の山地の大部分を占む。平原地は第四紀層にして、洪積層は大山麓地帯に、信濃川、阿賀川其他河川下流の平原は皆沖積地にして本縣米産の根元は此地質帶である。

以上の外噴出岩の方面では、深造岩の花崗岩は各地に散在し閃綠岩は南魚沼郡、西頸城郡の一部

に、蛇紋岩、玢岩も同じく西頸城郡の一部に、石英斑岩は佐渡郡の一部に現はれて居る。火山岩中石英粗面岩は佐渡郡、南蒲原郡、中蒲原郡、東蒲原郡、北蒲原郡、岩船郡等に散在し、火山の噴出岩中最も大部をなすものは安山岩にして、西頸城郡、中頸城郡、刈羽郡、中魚沼郡、南魚沼郡、北魚沼郡、古志郡、西蒲原郡、東蒲原郡、佐渡郡等の岩石は皆これに屬する。玄武岩、片麻岩等も岩船郡の一部に現はれて居る事がわかる。

【越後全圖】

新潟市 齋藤秀平氏

此の地圖は文化五年冬十一月水原の人、小田島允武の畫きしものにして、上杉謙信の檢地を原圖として其後村落等を増補訂正して作製せるもの。比例尺は一里を曲尺二寸に縮めしものにて、六萬四千八百分の一、約六萬五千分の一である。現地圖に比して相當正確なるものである事がわかる。

小田島氏の文に曰く

越後輿地原圖者昔時上杉謙信檢國內之地形方位區別郷縣以曲尺之二寸約爲行程一里之率以所圖畫也後稻足者增補村落之闕矣而不知其年代何之也原圖去今已二百有餘年是故川流之徒澤驛路之廢置草萊闕地村落之廢殖有與今不同者矣况昇平二百年田疇盛闢村落之蕃殖益多而殆倍倍於昔時於是乎搜求一郷一縣各自之新圖訂之乎原圖之地位以增加其村落間又有廢村則除去之而以隨時之郡郷之

地圖矣如地形方位分界凡不易昔時者約曲尺之二寸爲行程一里之率由干原圖也矣

文化五年戊辰冬十一月

越後水原小田島允武記

【新潟縣土性圖】（十萬分一地圖）

本

館

此土性圖は農商務省農事試驗場の明治四十三年三月刊行のものにして、土性調査には農事試驗場技師三成文一郎氏これにあたり、製圖は同場技手佐々木信堅のあたりしものにて、地質土性等詳密に調査製圖せるもの。

## 第二室

【越後油田】（デオラマ）

本

館

本縣の産業中、米、織工業につぐものは石油業である。而して石油の重要なる産地は西山、高町、新津、東山である。此デオラマは大体高町、西山油田地方の景を採り、それに石油採掘に必要なものを取入れたものである。前方断面は油層を現はしたものである。西山方面の地層上層が西山層、其の下に椎谷層、寺泊層あり、長嶺背斜軸と宮川背斜軸とに添ふて出油して居る。石油は椎谷

層と寺泊層とに含まれ、淺きは二百米内外深きものは千八百米前後に達する。此断面は西山方面の層を如實に現はせるものではなく、一般に解しよき様にせしもので層の比例なきも層に比して小さく現れてゐる。亦採油井としての手掘、上總掘は現時行はれざれ沿革として現はしたものである。遠方褶曲断面は瓦斯の噴出の場合を示す爲に現はしたものである。油井櫓の林立の狀は實に壯觀である。

【石油掘鑿模型】

中野興業所

坑井掘鑿には原始的なるものより最も進歩せるロータリー式に至るまで種々の方式がある。油層の深淺、地質の硬軟、水層の有無等により適當の方式を選び、原始的のもの必ずしも今日無用でない。此模型は實物の十分の一のものである。

(一) 手掘

普通の水井戸を掘鑿すると同様鶴嘴等の道具にて地中に方形の堅坑を穿ちて油層に達するものである。發掘せる土塊は碁に入れ滑車にて坑外に搬出する。掘進と同時に杵、棧木及板を以て坑壁を蔽ひ地層の押出を防ぐ。深度十間以上に達し空氣の流通不完全となれば足踏の輪カタラを以て空氣を送

る。水は吸出法、孫井戸法其他にて排出し、百間前後を普通とす。

### (二) 上總掘

本式はもと用水井掘鑿の爲めに古くより上總地方に行はれたるものにてこの名がある。油井への應用は明治二十五年以來であるが最も原始的なる衝擊法にて動力はすべて人力による。其装置は先づ坑心を中心として基底九尺四方高さ六間位の櫓を立て頂上に滑車を置き櫓の一方に丸太を以て足場を組み、其内側に徑約十五尺の木製多角形の杵車を取付け、へネを捲き取る役をなすものなればへネ車と稱す。へネとは割りたる竹を巧みに接續したるものにて強靱なるが故に能く坑内の衝擊に堪へ、坑外にても普通に彎曲するを以て取扱に便なるものである。へネ車の上方に普通丸竹數本を束ねて之を水車に取付け、其の一端を固定し他端に掘鉄管を取付けたるへネを吊し上下動によりて掘進する。掘進能力普通二百間迄である。

### (三) 綱式掘

北米合衆國に發達し、世界多くの油田に行はるるものである。掘鑿上の綱要に至りては前の衝擊法のものと同等異なる所ない。唯動力に機關を用ひへネに代ふるに綱索を以て掘鑿用錐を懸吊して規

模の一般が大仕掛なるのみである。櫓は深度によりて一様ではないが、基底方三間、高さ八間乃至十二間で堅固なるを旨とす。櫓の傍には一端が坑心の直上に當るやうに槓桿(ウワーキングビーム)を装置し、其他端は原動力によつて上下動を與へる。掘鑿機は錐の外四種の道具を組合せて一組とし普通二百貫乃至四百貫の重量を有する。槓桿の他の一端に上下動を與ふれば掘鑿機は間斷なく上下して岩層を衝擊破碎す。掘鑿の泥水は清掃器を滑車に懸るサンドラインに吊し之によりて搬出す。挿入鉄管は其最大なるものを二十吋とし、進歩に従ひ漸次小徑管を降入す。此式は掘進速かなるのみならず深度二百間以上は必ず此方式に依らなければならぬ。八七百間までは掘進するを得。此式の我國へ輸入したのは明治廿三年頃からである。

### (四) 水壓廻旋掘(ロータリー式)

本機は恰も普通の錐を揉むが如く、錐の廻旋により岩層を削磨して坑孔を穿ち、含油層に達する方法にして、錐の廻旋と同時に坑内に泥水を循環せしめ、坑壁の崩壊を防ぐと共に底の掘鑿を坑外に搬出す。櫓は普通基底三間乃至四間半、高さ十五間乃至廿一間なれど近時高さ三十四米(一八・七間)の亞鉛鍍金鉄櫓を一般に使用する。即ち荷重に堪ふる必要あるからである。櫓の下に廻轉盤あり錐をつけた鉄管を挟んで廻轉す。錐は舊來魚形のものを通とせるが、現今は地質の硬軟に應じ

種々の形状のものを使用するに至つた。掘鉄管は外徑2吋<sup>7/8</sup>乃至6吋<sup>5/8</sup>等種々ありて堅牢なり。掘鉄管の際には掘鉄管を稍下降(即ち送り)を與へて起動す。鑿手は錐の型式及先の鈍銳、地質の硬軟に應じて適當の荷重を錐に與へて掘進する。槽下の一方に裝置せられたる強力なる唧筒はホースによつて掘鉄管の上端に連り管内に泥水を送る。泥水は鉄管内より錐の小孔を通じて坑底に噴出し掘屑を伴ひて鉄管と坑壁の間を通じ、坑外に出で掘屑を沈澱したる後又唧筒に吸込まれて同一操作を繰返し、絶えず循環しつゝ掘進す。

#### 【秋の越後平野】(チオラマ)

本

館

越後平野は信濃、阿賀兩河によりて構成せられたる沖積平野にして廣袤實に二千方籽本邦最大の平野である。而かも新發田附近より彌彦山麓まで約七十二籽(十八里)の間、海岸より羽生田附近までの約二十四籽(六里)の間は一つの丘陵なく一望千里の感がある。此チオラマは、龜田、荻川方面より彌彦、角田を望める景觀にして、六百米の彌彦山と四百八十米の角田山は約七里のかなたに巍然としてそそり立ち、其間一物の遮るものなき美田のつゞきである。此の地方は越後米の本場で黄金波打つ萬頃の田は夕陽に色映えて居る。耕地整理は行はれ、排水も充分留意され溝渠は縦横に通じて居る。然し一部低濕地は排水困難にして秋の霖雨となれば湛えて水の新潟を思はせる。従つて

稻の刈入れにも困難を感じ、小舟を利用し又は特殊の「カンヂキ」を履きて深田の稻刈りをなす。此チオラマは今刈り取りの状況である。稻は舊慣によりて田の畔等に「立稻」をなすが弊多きを以て漸次改良せられんとしてゐる。稻架も本地方の特色である。而かも「タモ」榛等の立木を利用するのは地盤脆弱にして且つ秋冬間の北西卓越風には杭木は堪え得ざる爲めに用ふるもので已むを得ざるものである。稻架に稻を干すもまた秋の日の晴雨常なき此國の天候には已むなきものである。斯くの如くして而も干乾燥不充分の爲め米質を損することがある。農家は地方によりて多少異なれども龜田在附近にては電動力を用ひて脱穀を行ふ。又多角形農法を行ひ、有畜農法を行つてゐる。果樹特に梨園は盛んに栽培せられ新潟特産、龜田梨として東京地方に珍重せらる。家の周圍の樹木は風致上もあるが多くは卓越風に對する防風林である。

#### 【地殻構造土壤組織模型】

本

館

地殻構造の各種標式的ものを現せるものにて、地層の水平層即ち整合と褶曲地層として正立褶曲、斜立褶曲、反轉褶曲(傾倒褶曲、横臥褶曲)、扇狀褶曲等を現はし、背斜構造として對稱背斜、非對稱背斜、横臥背斜、向斜、單斜等の各傾斜層、褶曲山脈とは如何なるものかの説明にも充分なるものを示して居る。斷層地層として正斷層、逆斷層、階狀斷層、地壘、地溝、斷層崖等、これ等

各層の整合不整合、地球内部の噴出として岩脈、鑛脈、餅盤、層盤より接觸變質帶の説明に便なるもの、なほ噴出溝より成層火山の生成状態と塊状火山、熔岩臺地の生成状態をも説明し得る。地表に於ては、河川の流路、浸蝕、運搬、堆積による變化、殊に扇状地等を現はして居る。

【新潟縣土性圖】(五萬分の一)

本

館

本縣農事試験場にて調査作製せるもの、各土性を色別にして一目瞭然たらしめしものである。但し未だ完成せずして岩船郡、東蒲原郡、東頸城郡、西頸城郡、南魚沼郡の五郡のみ完成してある。茲に掲ぐるものがそれである。而して土性は左の十一種に大別してある。

砂土、壤質砂土、砂質壤土、腐植質砂壤土、壤土、腐植質壤土、埴質壤土、腐植質腐壤土、埴土、壤質埴土、粘土。

因に土壤の分類は左による。

粘土とは〇・〇一耗(徑)以下の岩粉より成れるもの。

砂とは(細土)二耗以下〇・〇一耗以上のものを云ひなほ細別すれば、二耗以下〇・二五耗を粗砂、〇・二五耗以下〇・〇五耗を細砂、〇・〇五耗以下〇・〇一耗を微砂と云ふ。

礫(角礫)とは各粒子直徑二耗以上のものをいひこれ等含有分量によりて次ぎの如く分つ。

砂土とは粘土含有量 一二・五%以下のもの。

砂質壤土とは粘土含有量 一二・五%乃至二五%のもの。

壤土とは粘土含有量二五%乃至三七・五%のもの。

埴質壤土とは粘土を三七・五%乃至五〇%を含有するもの。

埴土とは全しく粘土を五〇%以上含有するものを云ふ。

以上の外礫質のもの又は腐植質を有するものによりて各種土壤あり。

【標準土壤】六種

別表本縣農事試験場土性圖にある如く各地に各種の土壤を有するが、其標式的なものである。實際はこれに種々の含有物あるものである。

粘土 〇・〇一耗以下の直徑を有する岩粉。

埴土 粘土を五〇%以上を含有するもの。

砂土 粘土を五〇%以下二十五%迄含有し、他は砂より成るもの、砂とは二耗以下〇・〇一耗迄

の直徑を有する岩石破片。

礫土 礫五〇%以上を含有するもの（礫とは直徑二粒以上の岩石塊）。  
壤土（腐植土） 二〇%以上腐植物を含有するもの。

【岩石の風化を示す標本】

本

館

岩石は堅緻なるものなれどもなほ間に間隙あり長く地面に晒され風雨に逢ひ、気温の高下に遭遇すれば漸次凝集力を失ひ、霏亂作用を起し終には細土となる。此作用を岩石の風化といふ。こゝには花崗岩を例にとりて八階の作用を示す。即ち第一期地表に表はれたる花崗岩より風水による理學的化學的作用を受けて變色せる第一期、ついで第二期風化、第三期風化を経て遂には風化崩壊するに至り砂狀となり粘土となる狀を八階に分けて陳列す。

【岩石の土壤構成に至る標本】

本

館

岩石の土壤を構成する順序を三階段にし各種基岩と土壤との關係を示す。

(一) 深造岩に屬するもの

黑雲母花崗岩 橄欖岩 花崗斑岩 石英斑岩

(二) 火山岩に屬するもの

粗粒石英粗面岩 古銅石安山岩 英雲安山岩 玄武岩

(三) 變成岩に屬するもの

紅簾片岩 綠泥片岩

(四) 水成岩中古生代に屬するもの

輝岩 硅岩 アチノール板岩 硬砂岩 粘板岩

(五) 中生代に屬するもの

和泉砂岩 泥板岩 輝綠凝灰岩

(六) 第三紀層に屬するもの

凝灰岩 石英粗面質凝灰岩

以上二十種の岩石崩壊して砂土となりしを示す。

【化石 ステゴドン下顎骨右半部】

横濱市鶴見區 村山 龜齡氏

列品は明治二十二年頃刈羽郡高柳村大字岡田字桐澤地内に發掘せられ、同地岡野町村山家に藏せ



るものである。此化石は第三紀の新世から第四紀洪積層時代に南部アジア及東アジアに棲息せしステゴドン(劍齒象)と稱する長鼻類象科動物の下顎骨である。

此動物は本邦に相當に棲息せるものにて各地に化石を出してゐる。此ステゴドンはマストドン(長鼻類象科)とエレファス(マンモス)との中間形の動物で、上部門齒は極度に發達してゐるが、下部門齒は退化消滅し、臼齒は列品に見る如く發達して低い屋根形の多少凹形をなし、多疣狀縱稜を有してゐる。

#### 【ステゴドンの尾椎骨】

高田市 中居重四郎氏

中頸城郡菅原村大字黒保字下小川より發掘せるものにしてステゴドン(劍齒象)の尾椎骨の一部である。ステゴドンの化石は他に刈羽郡北條村字山澗にも發見せられてゐる。

#### 【兩頭之蛇】

東頸城郡牧村 川上小學校

列品は明治四十年十月廿三日新潟縣東頸城郡牧村大字切光字猿田にて捕獲したる蝮蛇である。形態は兩頭一胴一尾即ち四眼二口、長さ約八寸五分。其皮鱗色(所謂錢形)は赤きにより雄性なるべし。右頭は左頭より稍大、何れも長さ七分許、兩岐の角約八十度なり。頭上の斑紋は少しく異にし

て右方はやゝ鮮明、胴は普通種に比して太く頭稍小、尾は細く尖りて黄色を帯び尾端に黑色なる爪(俗に劍)を持す。

#### 【隕石】

中頸城郡榑池村 榑池尋常高等小學校

地球大氣外より地球に落下し來れる物体、岩石を主成分とするものを云ふ(鐵を主成分とするものを隕鐵と云ひ、比重は七・五乃至七・八あり)。此隕石は大正九年九月十六日午後六時三十分中頸城郡榑池村大字上中條に落下せるもので大部分は鹽基性の硅酸礦物より成れるものである。重量は四・五キログラム。比重は三・四五で隕石としては比重の小なる方である。形態は空中飛來の際摩擦によりて斯くなれるもの、表面の薄い黑色も摩擦加熱の爲め表面が熔融して生じたものである。隕石が空中に飛込む時の早さは毎秒一〇籽乃至四五籽と推定されて居る。流星は日日相當多いが地球まで届くものは僅かである。この隕石が落下の時は一大音響南方に起り來ると共に田圃中に落下し十數間の高さに泥濘の飛沫を打上げ、濛々と白煙立昇り地下に埋没すること約三尺であつた。尙晝間の際とて光は認められざりしも一條の尾を曳き正南方より約六十度の角度(地平線に對して)をなして田圃に落ちたり。

第三室

第一函

〔麻織物〕

北魚沼郡小千谷町 極樂寺

全 戸田清五郎氏

南魚沼郡鹽澤町 鹽澤商會

南魚沼郡六日町 丸麻商會

越後麻織物は上古よりありしものゝ如く醍醐天皇の延喜式にも見え、延喜五年越後の調とせられしこと文献に見ゆ。東鑑には建久三年の記にも越後布見え上杉謙信も亦贈遺品として使用した事が史に明かである。謙信斯業を奨励し、苧麻の栽培及製織を盛ならしめたれど品質未だ精良ならざりしが寛文年間（徳川四代家綱の代、今より二百七十年前）播州明石の浪士堀次郎將俊なるもの妻子と共に流浪、魚沼郡山谷について小千谷村に移り住みて此地方の布の白布にして質粗なるを見、これに綱ヨリを加へ縞或は模様を織り出すことを創案し名聲を高む。茲に陳列の堀次郎將俊（明石次郎）の製織縮布切は當時の製布と傳へられ現に明石堂寶物として極樂寺に所藏さるゝもの。麻織繪掛物

貳幅は天保年間の織表装にして當時の精巧なる製織法が偲ばれる。書、畫は太田南畝、谷文晁の筆である。

越後上布地白緋、本上布で苧績みより充分の注意をはらひ製織にも緋を合する事に苦心し晒仕上に力を盡せしものにて價格も亦相當高く世に賣出さる。

越後上布紺緋 同 右

才味慰斗縮 才味は細美とした織おろし布を云ふ。

壽縮緋 越後縮緋 越後縮緋 越後地白上布緋

麻織物の原料たる苧麻カラムシ（青麻アサシ）は主として福島縣大沼郡（會津産）、山形縣置賜郡（米澤産）、同縣村

山郡（最上産）に産すれど白縮の最優等品は會津産を用ふ。苧績は冬季間魚沼、東頸城方面の婦女子の内職である。繊維は細大なく且つ最も細くして光澤あるを上等とする。これ等を績苧ウレツといふ。績苧ウレツは縷系ヨライトとす。

〔原料麻糸績順序〕

漂白したる緯織、縷糸を雪晒にし又は雪消後は青草に敷列し清水を灑ぎて晒したるもの。雪晒とは夜灰水（アク水）に漬し晴天の朝清潔の雪上に敷列し其上に雪を撒布し乾かぬ様に雪をふりかけ五

六回繰返して晒し上げる。

漂白したる徑繼、緯繼を晒すと同様にしたるものであるが煮て後曝す。

ラミー糸は明治四十四年十一月獨逸より初めて輸入せるものにて其後内地紡績業發達して内地製多し即ち苧麻の紡績糸である。

## 第 二 函

### 【燕鎚起銅器】

西蒲原郡燕町 玉川 覺平氏

燕鎚起銅器は文化年間(百三十年程前)玉川覺兵衛氏奥州より師を聘し鎚金術を學び其概要を會得して銅器製造を創めしを本町銅器の起原とする。二代覺次郎三代覺平を経て當主に到つて居る。列品初代覺兵衛氏製作の藥罐、二代覺次郎氏藥罐何れも當代の狀をうつしてゐる。三代覺平氏作中打出肉彫各種鍍金香爐及打出肉彫各種鍍金花瓶壹對は京師より當時第一と云ふ鍍金師(失名)を招き金銀各種の鍍金と共に彫金にも力を用ひ灼爛まばゆき程のものを製作し海外輸出を企てたものであるが時は明治廿四年頃未だ信越線さへ通ぜず交通頗る不便に加へて爲替相場の變動は遂に其の計畫を中止せしむるに至つたが、此鍍金術は今日燕洋食器製造の濫觴をなしてゐる。打出模樣鎚起水

注は第三代玉川堂の製作にして曩の輸出向製に對して内地向のもので苦心の様が見える。鎚起花瓶は現代覺平氏作にして浪に千鳥象嵌片切彫で銅の色を其まゝ現はせるものである。鎚起花瓶、現代覺平氏作瓢形金古色鎚起銅製花瓶である。

### 【水産臺】

(一) 赤龜 甲(アカウミガメ) 西頸城郡能生町 能生水産學校

赤海龜はウミガメ科に屬し体長は青海龜(正覺坊)に似てゐるが、特徴は肋骨甲の五對なること、体色淡赭色を帯びてゐること等である。我國では主に東海に棲み産卵期は六七月頃である。魚類を常食とする故に肉に臭氣ありて食用に堪えない。たゞ甲と脂肪とを利用するのみである。

(二) 網類模型 西頸城郡能生町 能生水産學校

鰯地引網、手繰網、公魚沖曳網等はいづれも曳網にて魚類を最後にある網袋に入れて捕獲するものである。

イ、鰯地引網 これは陸岸を據點として魚群を網中に入らしむるため、相當長き範圍に亘りて魚具全体を移動せしめたる後、これを陸岸に引揚げて漁獲するものである。

ロ、手繰網 地引網と同様に扱ふものであるが、たゞ前者は陸に據點を置くに對し、これは海上の船に據點を置くものである。

ハ、揚繰網 本網は魚群を圍繞して遁走の路なからしめ次第に其範圍を縮少して魚を採捕するもの。其目的とするものは群集性に富み其所在明瞭なるか又は確實に其所在を推斷し得るものたるを要し鰻の外鯉鮒等に適用される。

ニ、大謀網 鮎其他の大魚を獲るを目的とし、沖上に張らるゝものにして、魚の習性を利用して、魚の網に觸るゝやこれに添ふて進み、本網中を回游するものを揚げて捕獲するもの。

ホ、鯛縛網 これは振繩（桂繩、嚇繩とも稱す）を使用して鯛を嚇誘し、水深二三十尋内外の海區に集め、網を以て圍繞し恰も物を縛るが如く操網、魚群を囊部に集めて漁獲するものである。鯖又は鱒にありては魚群を見て張網漁獲する。

ヘ、鰯大敷網 漁類の游泳通過する地點に固着設置し、漁類を誘導陥入せしめて漁獲する趣向の網である。大謀網と趣向同様なるもそれに比して魚群の陥入し易く游泳速力速くなり且つ群の移動を直に感知し得る特點あり、但し魚群の逃げ出し易いのが欠點である。

ト、鰻巻卸網 鰻の通路に敷設して魚群の網中に入るを待ち或は網群を圍繞して漁獲するも

の。鰻は海上に飛躍する習性あるを以て浮子を締結して揚網す。

チ、四隻張網 これは湖沼及流れ緩かな河等にある四手張網と同じ理にて作られしもの。

リ、簀建 簀巻 構造複雑にして脆弱なるを以て緩流なる河川、淺き湖沼等に於て用ひられ、鯉鮒等の魚類の習性を利用して漸次狭き中に逐ひ込み捕獲するもの。

以上は本縣に主として使用さるゝ各種網類である。

(三) 一本釣々具

西頸城郡能生町 能生水産學校

鯉、鯪、鯛、鱒等の一本釣を示す。其裝佩法は前面掛圖の如し。

(四) 延繩

西頸城郡能生町 能生水産學校

一本の繩より多數の釣針を出し、一時に多くの魚を捕獲するもの。油鯪、鯪、鯪、鯛、鱒（空釣）延繩等を陳列せり。

(五) 柔魚釣具

西頸城郡能生町 能生水産學校

柔魚釣は縣下重要漁業の一にして佐渡沿岸、西頸城、刈羽、三島、西蒲原の各郡最も熾んである。

漁場は一二里乃至三里沖合、水深二三十尋乃至三百尋内外、漁期は五月より十二月頃迄にして六月

より八月頃迄を最盛期とする。現今は「カーバイト」を點火し魚群を誘致し、最初は「ヤマデ」を用ひ漸次水面に誘ひ七尋乃至十尋内外に浮上すれば「トンボ」を用ひ、水面より二三尺の上層に至れば「ハネゴ」を双手に携へて釣獲す。一人一夜に三千尾以上を獲得する。

(六) 鯪漁場圖

西頸城郡能生町 能生水産學校

能生水産學校にて嘗て能登近海に鯪漁場の伏在せる端緒を得、明治四十五年以降生徒實習の傍ら其探險を行ひ、頗る有望なるを確め得た。本圖は其漁場を示すもので、能登半島舩倉島一帯に凡そ六十二哩に亘る一漁場にして能生港より五六十哩、佐渡小木港より二十六七哩の地點に當る。鯪の外にハチメも多い。

(七) 海流調査圖

西頸城郡能生町 能生水産學校

本圖は大正五六年に於て能生水産學校が大阪毎日新聞社と提携して本縣近海々流調査を施行せる際の成績を示せるものである。此調査に用ひたる標識瓶は計三千二百四十本にして、本縣近海を四線に分ち總航程二百二哩の間に投入し、兩年度を通じて投入總數の六割強の拾得報告に接した。其結果は圖示の如き本縣近海の海流狀況を知るを得た。

(八) 装餌圖

西頸城郡能生町 能生水産學校

釣漁に於て装餌の法は、一般的には装餌の迅速確實なること、目的物の餌料捕食の性質に應じて適切なる部分に釣鉤を刺通すること及び釣鉤はなるべく露出せしめざること等を特に考慮すべきである。本圖は各種釣鉤及餌料による装着法の實例を示せるものなり。

第三 函

【銅器鑄銅】

佐渡郡澤根町 鑄金會

佐渡澤根町の鑄銅は藝術的良品を出すを以て名あり。近時帝展第四部工藝方面に入選するもの多し。佐渡銅器はもと刈羽郡大久保(今の柏崎町)の人本間琢齋に出づ。文化文政の頃琢齋・父原力藏より鑄銅の技を受け諸國に漫遊研鑽し、弘化四年佐渡奉行中川飛彈守に召されて佐渡に渡り、五十里鶴子に大砲を鑄て賞讃せられ、これより此地に留り本間姓を冒して此地鑄銅の始めをなした。後鑄砲術を佐久間象山に享け歸りて佐渡にて鑄砲をなす。精巧輕便能く實用に適し桑名松平侯を始め多くに賞せらる。その後花瓶文房具方面に意を用ひ斑紫銅等をはじめ各種をいだし今日に到つた。當銅器は蠟型法にして鑄出後毫も彫刻を加へず所謂鑄抜きの儘なるを以て天然の雅趣を具備して居

る。銅色は斑紫銅を主とし、其他青銅、青斑紫銅、金紫銅、銀紫銅等各種各様を出し人物、置物、花瓶、文房具、茶器、酒器其他雜器類を製作す。

本函には、本間琢齋氏作不動明王。眞藤玉眞氏作寸筒楕圓花瓶。本間琢磨氏作花文花瓶。宮田藍堂氏作花文花瓶。土屋宗益氏作柘榴式香爐を陳列す。何れも藝術味多き代表的作品である。産額は二萬圓程で東京其他各地に販出されて居る。

#### 【竹 製 品】

佐渡郡小木町 佐渡製 笹組合

佐渡の笹は今より九十年程前なる嘉永初年に小木町風間與作なる者、隠岐より笹を持ち來り同形のものゝ製作を開始したるに始まると傳へられ、爾來製作を奨勵し従業者も漸次増加するに至り大正三年三月製産者間に笹組合を組織し、購買及販賣の業をも營み、全盛期には産額五萬圓を超へたり。現今は製産戸數百七十戸餘、産高三萬圓にて相當盛大なり。列品は米揚笹、ソバ揚笹、ソバ振笹、其他。

### 第 四 函

#### 【水 産 物】

西頸城郡能生町 能生水産學校

本縣の水産業は海に面する所大なるだけ盛大にして特に佐渡郡は尤も主要なる産地である。

養殖方面には鮭鱒の卵養殖、鱒の養殖、色鯉の養殖等行はれ、牡蠣は垂卜式養殖を行つてゐる。

列品はそれらの主要なるもので、巨大なるもの珍奇なるものも併せ陳列されてある。

巨大なるものには、たらば蟹、ひとで、さば等あり、珍奇なるものには、せぐる海蛇、かじきの嘴、たこぶね、あはほうづき、うみほうづき等、其他いわし、ほしざめ、きだい、とびうを、あぢ、まいわし、せみほうぼう、いしかれひ、すけとうだら等の海魚、たこ、えび、するめいか、まがき、あはび、ほたて貝、てんぐにし、ながにし、あかにし、ばい、えつちうばい等の類、淡水魚のまこひ、かはます、姫鱒、さけ等の各種あり。

なほ魚類耳石の各種は魚類研究に資し、鮭鱒の發育順序の標本を陳列す。

### 第 五 函

#### 【水 産 物】

佐渡郡兩津町 水産試験場佐渡分場

佐渡は本縣第一の水産地、列品は此地より産出せるものである。列品中

いか 縣内到る所手釣、瓢網、角網等にて漁獲せられ、漁獲高は八萬圓に及んでゐる。主として

錫、のしいか、鹽辛等に製造せられ年産五萬圓に達して居る。

そうだかつを 八月より十一月頃迄に手釣瓢網等にて漁獲せられ、年産一萬二千餘圓、鯉節、罐詰等に製せらる。

あぢ 七月より十月の頃にかけて縣下沿岸にて地曳網、手釣等にて漁獲し、年産三萬五千餘圓、大部分は鮮食とす。

さば 五六月頃縣下沿岸到る所にて延繩、一本釣、流網等にて漁獲、年産拾七萬餘圓、大部分は鹽藏品、生利節、罐詰等に製造、他縣に移出す。

ぶり(小ぶり) 毎年十一月頃より翌年一月頃まで大敷網にて漁獲、年産貳拾萬餘圓、鮮魚の儘他府縣に移出す。

たい 縣下沿岸各地に終年に亘り、延繩、地曳網、車曳網、船曳網、手繰網等にて漁獲年産額參拾五萬圓餘。

このしろ 八月頃より十一月頃まで佐渡沿海にて産す。

かき 佐渡郡加茂湖内にて垂下式養蠟法により養殖し年産額一萬餘圓、産出期は十一月頃より五月頃までとす。夏期は産卵の關係上食用とす。

えご 七八月頃佐渡沿岸にて採取する海藻、産額は年により著しき豊凶あれど五千圓より二萬圓間を往復す。

素乾品として信州並に京阪地方に移出し、寒天製造の原料に供す。

### 【椿

### 油】

佐渡郡小木町 山本 幸作氏

佐渡の椿油は大正六年頃より佐渡郡内に産する椿實を以て製造を始めて今日に至る。成績優良にして年産一石乃至二石を産するに至つた。列品は椿油及び優秀なる白椿油である。

### 【酒】

三島郡來迎寺村 朝日山醸造會社

産米國なる新潟縣、杜氏出稼地方たる新潟縣、最大需要地北海道を控えたる新潟縣は清酒醸造には久しき歴史を有したが、古來防寒飲料の酒精分強烈に過ぎて芳醇を失せるの缺陷あり、所謂地酒と稱せられて市場に重きをなさざりしが、輒近大に改良進歩をなし、先進地を凌駕して今や全國有数の銘酒吟醸地となるに至つた。特に原料の如きも縣産米のみにあきたらず、遠く播磨、備前等より移入し、醸造法も關東に出稼せる杜氏によりて伊勢風及美濃丹波諸流を祖述するものありて、漸次進み且つ明治廿六年より科學應用、細菌學の研究、回液仕込、火入装置の改善と共に酒母、連醸

法の應用等科學的經營を行ひ、なほ又縣立釀造試驗場に於て實驗研究の上指導するに至りて灘地方の酒に遜色なき芳醇精良種を釀造するに至つた。従つて産額も亦増大するに至り東京方面への移出が盛である。列品は其一である朝日山釀造酒である。

## 第 六 函

刈羽郡柏崎町 日本石油會社

本函には石油に關する各種を陳列せるが、西山油田の寫眞、天然瓦斯揮發油採取設備の寫眞、油田分布圖、本縣内に於ける主要なる油田、即ち、新津油田、大面油田、東山油田、七日市油田、西山油田、牧油田等の分布状態を現せるもの。

### 【原 油】

高町原油 本西山高町原油は大体三種に區別出来る。第一種 深層油、第二種 中間層油、第三種 淺層油である。列品は第一種に屬するもので外觀淡紅綠色より暗紅綠色にして平均比重〇・八三〇、屈折率一・四六九、タール分一四・八一%、石蠟分二・二二八%其他を有し刈羽、高町、割町原油の大部分がこれである。

西山原油 西山高町原油中の第二種に屬するもので、外觀淡暗紅色より暗紅色を帶び、平均比重

〇・八五六、屈折率一・四八一、タール分二二・一三%、石蠟分一・一五六其他で高町原油よりは石蠟分が稍、少ない。灘谷、長嶺、鎌田油田の大部分より産する。

東山原油 長岡の東二里の浦瀬、比禮、加坪等に産するもの、外觀黑褐色不透明にして、比重は〇・八七八、タール分二九・七八三%、石蠟分一・〇二八其他で大体タール分、石蠟分、硫黄分に富んでゐる。

尼瀬原油 三島郡西海岸尼瀬油田より産出するもの。外觀淡橙色又は橙色透明にして甚だ良好なる油である。比重〇・八三四、屈折率一・四六七、タール分一一・六七%、石蠟分二・五四〇で揮發油分の各族炭化水素組成はパラフィン族六三・七%、ナフテン族一六・一%及芳香分二〇・二%にしてパラフィン族炭化水素を主成分としてゐる。

大面原油 南蒲原郡大面村及本成寺村に産する原油。外觀深黑色不透明にして比重〇・八八三、タール分二四・八〇七%、石蠟分〇・四五五%で石蠟分が少ない。

七日市原油 三島郡日吉村大字七日市及鳥越等に産する原油、外觀黑色不透明にして粘稠なる油である。比重は〇・九三八、タール分二三・八八、石蠟分〇・三三六%其他で石蠟分は少ない。

新津原油 新津油田より産する原油の總稱で外觀は深黒綠色より深黒色で甚だ粘稠性に富んでゐる。



る。但し本地帯は相當廣大につき原油性質にも大なる相違あるを以て六種に大別する。此處には其の第一種の原油を陳列してある。比重は〇・九一四、タール分二・三・九五四%、石蠟分〇・五九三%其他で總じて炭素質物、樹脂質物、硫黄化合物及酸性化合物に富み、石蠟含有量は小である。

頸城原油 頸城郡内に分布する原油、即ち牧油田、松ノ山油田、郷津油田等を包含する。而し茲に頸城原油と云ふは牧油田のものである。外觀淡黄橙色、橙色又は紅橙色透明の原油にして揮發油分に富み、甚だ良好なる原油である。揮發油分の炭化水素はパラフィン族四八・七%、ナフテン族三〇・八%、芳香族二〇・五%で芳香族炭化水素に富むことは西山原油に匹敵する。比重は〇・八一三、タール分一・六・一一%、石蠟分一・〇八八%其他である。

## 第七 函 新潟市沼垂 日本石油會社

製油に關する各種製品及圖表を陳列す。

新潟製油所全景 新潟市沼垂にある全景である。

シュルツ式真空蒸溜装置 良質なる潤滑油の製造に適するもので、最近頗に旺盛となりたり。此法は蒸溜釜内を殆んど真空にして蒸溜する爲め普通蒸溜より遙に低温度にて足り且つ熱の爲めに油

の分解せらるゝを防止する効果がある。依つて現今は各種潤滑油の製造には減壓蒸溜法を採用せらるゝものが多い。原油は横式圓壺形の五十石入乃至三百石入の蒸溜釜に入れ、而して減壓する爲め各溜出油受槽又は冷却器後部より真空ポンプを以て吸引し蒸溜釜内迄七〇〇乃至七五七耗の程度に減壓し釜を加熱しつゝ蒸溜を行ふものである。此方法を行ふ時は油の溜出温度攝氏一〇〇—一五〇度低下する。本邦では日本石油會社新潟製油所、小倉石油會社東京及横濱製油所に設備されてある。寫眞は新潟製油所のものである。

石油の木 原油より各種製油となるものの系統的説明圖である。製品の大体は次の如くである。

### 【石油製品類】 二十六種

- (一) 航空機揮發油 用途 航空機發動機燃料用
  - (二) 自動車揮發油 用途 自動車、モーターボート並に一般内燃機用、燈料
- 揮發油は原油蒸溜の際最初に溜出する部分で普通攝氏二三〇度迄に於けるボーマー八〇—五五度間の最も輕き部分なり。沸點の相違により石油エーテル、航空機揮發油、自動車揮發油等を製す。航空機用はボーマー七三・六度乃至五九・七度位。自動車用はボーマー六二・六度乃至五三度位。

(三)燈油 用途 燈火用、ストーブ用、コンロ用、石油發動機燃料

一般室内ランプに供するものにして普通沸點攝氏一五〇度乃至三〇〇度、ボーマ四〇度乃至四五度のもの。火熱用として燈火のみならず各方面に使用せらる。

(四)輕油 用途 燈火用、ストーブ用、コンロ用、石油發動機燃料

原油蒸溜の際燈油に次いで溜出する油にして、従つて比重も燈油より重く、ボーマ二五・二乃至三四度位である。輕油の上等なるものは燈火用にも供せらる。輕油は又重質油の分解より收得せらるゝもの多いが、此種のもものは原油より溜出せるものより不良である。市場では兩者混合のものが多い。

(五)發動機油 用途 發動機用、殺虫用、洗滌用、煖房其他加熱燃料

輕油の殆んど全部が石油發動機燃料に供せらるゝもので將來重要なものである。

(六)燃料重油 用途 ディーゼル及セミディーゼル機關燃料並に一般加熱燃料及殺虫用

重油は石油製品中最も重要な位置を占むるに至つた。只その儘燃焼を完全になす能はず燃焼方法の改良進歩と共に需要を増すに至つた。

(七)マリンエンジン油 用途 船舶用機關並に發熱甚だしき一般外部潤滑油

重油の一種である。

(八)スピンドル油 用途 紡績機械、化粧品製造及高級機械減摩用

右用途の如く高級機械の潤滑油である。

(九)マシン油 用途 一般機械の軸承其他外部潤滑油

外部油にして使用範圍最も廣き潤滑油である。

(一〇)モビル油 用途 飛行機、自動車、ディーゼルエンジン、ガソリン機關等内部潤滑油

一名モーター油とも云ふ。飛行機、飛行船、自動車、其他一般内燃機關の内部潤滑油である。

(一一)ダイナモ油 用途 ダイナモ、モートル等の高速度ベアリング潤滑油

(一二)タービン油 用途 陸上並に海上蒸気タービンの潤滑油

此二種は總稱して循環油と稱せらるゝものにして粘度比較的少く引火點高く且つ長く精製せられたる優等潤滑油である。各種タービン軸承、發電機軸承、電動機軸承等すべて高速度廻轉部に使用せらる。

(三) シリンダー油 用途 一般蒸気機関、過熱飽和蒸気シリンダー内潤滑用、自動車ギアア潤滑用、蒸気機関、高圧々縮機等の内部用にして其性質上高圧、高熱の各種ベアリング及ギアア潤滑にも使用せられる。

(四) 冷凍機油 用途 冷凍機一般低温機内外潤滑用

(五) 旋盤油 用途 旋盤其の他仕上機械切削潤滑用  
潤滑油としては優良なるもの。

(六) 變壓器油 用途 變壓器絶縁用  
變壓器内に入るものにして絶縁と冷却と器体保護の目的を達す。

(七) 閉閉器(スキッチ)油 用途 閉閉器絶縁用  
電流の開閉に際し油入スキッチ内の兩電極間のアーク勢力を軽減する作用をなすもの。共に優良適當なる原料により精製せられ絶縁度高く、耐久力強し、粘度薄き特殊油である。

(八) 石油乳劑 用途 屋外一般消毒、塵出下水便所消毒用  
成分は燈油にして少量の石鹼を以て乳化せられ、農業、園藝用等に使用せらる。

(九) カップ・グリース 用途 一般機械の潤滑油

グリースに二種あり。一は曹達又は加里石鹼を鑛油に添加混合せらるもの、カップグリースはこれである。他はペトグリースと稱し純礦物性流動性のものである。此等は高速度乃至高熱摩擦面の減摩料として採用せらる。

(一〇) 車軸油 用途 荷重大なる軸承及齒車用

(一一) 航空機用潤滑油 用途 航空機内燃機關潤滑油

(一二) 時計油 用途 時計其他精密機械の滑潤油  
潤滑油の最上なるもの。

(一三) 流動パラフィン 用途 醫藥用

流動性にして殆んご純粹パラフィン系炭化水素なる爲め此名がある。世界戦後國內に優良品の製造を見るに至つた。用途は硫酸ポンプ電池及香料原料用、又薬用としては下劑用とす。

(一四) パラフィン(石蠟) 用途 蠟燭及パラフィン紙等の製造  
純白固形で蠟燭原料、マッチ軸木、塗附劑、電氣絶縁用、パラフィン紙其他用途の範圍廣し。

(二五)アスファルト 用途 舗道、建築、防水材料、ゴム充填材、電気絶縁材料等  
天然産もあるが、大体石油アスファルトにして用途廣し。

(二六)ピッチ 用途 煉炭製造用、舗道用、塗料、燃料、工業原料  
アスファルトに外見類似してゐるが、非アスファルト系原油にして蒸溜の際に生ずる殘溜物で用途は主として煉炭の粘結料其他廣し。

#### 【全日本石油需給統計表】

本

館

昭和元年需要高二千五百五十萬兩なりしものが昭和八年には六千七百五十萬兩と二倍半に増加して居るに對し、日本産油高は昭和元年六百五十萬兩（即ち需要高の約二割五分）なるに昭和八年は稍減じて五百五十萬兩（即ち需要高の僅に八分一厘）といふ状態である。輸入油中には原油として輸入して精製するものと精油として輸入するものがある。昭和八年には原油輸入は二千二百萬兩、精油四千萬兩で年々精油の量の増す事は遺憾である。我國産油中新潟、秋田二縣が主要地であるが、昭和八年には新潟縣産が三百餘萬兩にて全日本の五割八分を占めて居る。

### 第 八 函

#### 【製油順序】

新潟市沼垂町 丸 新 製 油 所

製油を大別して蒸溜と洗滌との二段とす。貯油槽に收容し更に蒸溜釜に移す（蒸溜釜は横式圓筒形の百石乃至千石入鐵製容器）。而して外部より石炭其他の燃料を以て加熱し又適當の時期に釜内に前記鐵管より水蒸氣を吹込むものとする。然る時は原油中沸騰點の低き部分より漸次氣化する。之を冷水を以て滿せる冷却槽内の蛇管に通じて再び液化せしめ溜出油受場に於てその比重により各種の半製品を分割し夫々受槽に貯藏す（即ち揮發油、燈油、輕油等の順序にて溜出し重油は釜内に減留する）。此溜出油は色不良にして惡臭を有し其他の不純物を含有するものであるから洗滌の要がある。現今普通に行はるゝ方法は發煙硫酸六十六度強硫酸及苛性曹達液を以て溜出油を處理し水洗して精製品となすものである。

此の圖表は大体以上の方法を圖解したものである。

#### 【石油見本】

新潟市沼垂町 丸 新 製 油 所

刈羽原油 第六函の高町原油と殆んど同質のものである。

小國原油 小國原油は秋田縣、由利油田より産するものにして外觀暗黒綠色より深黒色不透明で比重は〇・八六六、タール分三〇・一六七%より五六・〇九九%。石蠟分は一・三一〇%乃至一・七一

九%位を含み概して炭素質物及樹脂質物に富んで居る。本邦原油中硫黄化合物を最も含めるものである。本原油は秋田産ではあるが本縣にて相當製油せられて居る。其他の製品は第七函の説明同様である。

## 第九 函

### 【鑛石及製煉各種標本】

佐渡郡相川町 佐 渡 鑛 山

本鑛山は佐渡郡相川町にありて金銀鑛及若干の銅鑛を産し古來有名なる鑛山である。慶長六年(三百四十年程前)發見創業せられしもので、徳川幕府直營となり、元和、寛永の頃最も隆盛を極めた。明治維新後官營となり、明治二十九年三菱合資會社に拂下げられ、大正七年四月三菱鑛業株式會社の新設と共に其經營に移り今に至る。

石質は相川第三紀層の凝灰岩、頁岩にこれを貫通する輝石安山岩、石英粗面岩である。鑛脉は六條ありて成因は裂罅充填によるものである。

列品は鑛石及製煉各種標本である。

鑛石 大なる物は最上鑛にして金銀含量は鑛石一噸に付金千三百グラム、銀五千グラムである。

小鑛石の最上鑛は鑛石一噸中、金千五百グラム、銀三千八百グラム。

上鑛は金三百グラム、銀三千五百グラム。

中鑛は金八グラム、銀千五百グラムで以上は香川縣直島製煉所に送る。

散鑛は金二十グラム、銀千五百グラム。

下鑛は金五グラム、銀七グラムを含み、共に本鑛場にて製煉す。

先づ採掘せる鑛石は選鑛場にて選鑛の上、直島製煉所に送るもの以外を碎き、水銀を加へてダンカン淘汰器にかけて金銀アマルガムと汰物とを採取す。アマルガムは分頰爐に送られて水銀を分離して粗地金となし、粗地金は黒鉛鍋にて精煉し金銀塊とす。一方汰物は上鑛と同じく直島製煉所に送らる。

ダンカン淘汰器の搗鑛尾(搗鑛製煉の滓)を砂鑛、泥鑛に分ち、砂鑛は青化曹達液を加へて金銀を溶解し同溶液は亞鉛函を通過せしめ金銀沈澱物となし、これを溶鑛炉に鉛と共に入れて溶解し、金銀鉛(貴鉛)の合金とし、更に灰吹法にかけ鉛分(鍍、酸化鉛)を除去し金銀塊となす。

ダンカン淘汰器より分れし泥鑛、格子下(選鑛場)の細鑛を濃縮器にて水分を去り樟腦白油を加へて浮選機にかけ金銀を浮遊せしめ精鑛として直島に送り純金となす。(文中印は陳列品)圖表は工程圖

【見附織物】

南蒲原郡見附町 見附織物同業組合

見附織物は今を距る事百七十餘年前即ち桃園天皇實曆の頃より見附小倉と稱する一種の織物を製作せられあつたが、産額の如きも微々たるものであつた。文化の交（光格天皇の御宇）領主堀丹波守直堯（村松藩主）婦女子の家計内助の一端となる適切なる業務を供給すべき案件具申を時の里正金井貫左衛門へ内命ありしかば、貫左衛門即ち亀屋清兵衛、山田屋助右衛門に諮り、結城に産する結城縞の原料たる綿糸の有望なる手工業なるを想起し、宮島屋清八に諮り綿絲紡績を開始する事に決し、領主に答へて婦女子を指導奨励し、製品の一切を舉げて結城に輸出す。然るに其後製作過多となりて需用に超過し、越中方面に新販路を求めしも依然製産過剰となる。茲に於いて自ら製織して原料の需用を多からしめんと再び宮島屋清八をして織工男女五名を傭聘し、結城縞を織らしめ且つ傳習せしめた。時に文政九年の秋である。その後種々變遷あり、一時は農業奨励のため發展を防護されしが、明治に入りて自由の行動を取り漸次發展す。明治九年より節糸織を始め、これ亦盛況に至る。明治廿六七年頃作蠶糸の輸入ありしにより、これを巧に應用して日清織、新節織等の絹綿交織を製作、何れも技術巧妙なるにより純絹織と識別し難き良品を製造し、社會に歓迎せらる。然

るに明治卅五六年頃より不況に陥り、次いで羽二重製織に轉業せしがこれ亦不況。遂に明治四十年検査制度を探りて製品の責任を明かにし、大衆向織物として世人に歡ばる。製品は絹綿交織物を主とし、意匠の嶄新と價格の低廉に長所を有し、大衆向織物として東京方面の大問屋大デパートに出さる。

生絹織物も羽二重、絹、紗等を産し、マンガン白紉も名聲を擧げてゐる。最近夏物として楊柳縞の賣行増して來た。本地方織物の販路は大阪、京都、東京、名古屋等にして、東北、北海道方面より遠く支那、朝鮮、南洋方面にも移出する。

陳列品の絹コート地、セーミ御召、金蘭紬、壁御召、革鳳紬、紅葉紬、清華御召、スレート無地等は何れも實用的大衆向のものである。

年産額は昭和八年に於て羽二重その他絹織物總額五十五萬餘反の三百四萬餘圓、絹綿交織七十六萬餘反の百九十三萬餘圓、綿織物三十五萬餘反の四十五萬餘圓其他で總計五百四十二萬餘圓と輸出向絹織物約一萬圓である（見附織物同業組合統計による）。

【五泉織物】

中蒲原郡五泉町 五泉織物同業組合

五泉織物の起原は明瞭を缺く所あれど、口碑によれば平地製織に始まりし如く、其後各種の絹織

物を製作し今日の盛況に至つた。

此地にはもと葛織と稱する一種の袴地を製織し來りしが、文化の頃（百五十餘年前）會津の人小林繁八郎なるもの機業を仙臺、米澤に修め、此地五泉に來り仙臺平の織法を傳授して平地を織出し五泉平と稱し、江戸に販賣したるを以て名を出せりと。其後嘉永安政の交より國家多事多難となり、戰亂相踵ぎ、従つて工業顧みられず一時衰微せしが、明治十二年以後回復の氣運に向ひ現今の隆盛を來し、手織を力織機に改良し、平地のみならず紹、紗、綾等の袴地を産出するに至れり。

五泉の綿織、龍門の類は五泉織と相前後して始められ、上州より習得して來りしといふ。其後羽二重に壓されて衰滅に至つた。

現今の五泉織物の産額は五百七十二萬餘圓、内羽二重類三百二十五萬餘圓にて首位を占め、次ぎて紹類の百九十萬餘圓で、其他各種の絹織物を産するが何れも品質優良を以て知られてゐる。然して産品は無地ものが大多数で京都に送られて加工精製せられ、逆に本縣に移入せられる物が多い。猶蠶糸は大部分本縣産なるが優良品製作には愛媛縣産を移入してゐる。

販路は五泉平は各地に、羽二重、紹の類は京都に送らる。列品の

五泉平袴地 袴地としては最優良品である。

練羽二重 無地物で京都に送られ染色加工せられるもの。

練 紹 同じく無地物で京都に送らる。

## 第十一 函

### 【加茂織物】

南蒲原郡加茂町

加茂織物同業組合

#### (一) 綿織物

加茂町の機業地として世に知られたるは堅牢實實なる正藍縞即ち加茂縞の名によりて紹介せられたるに起因す。而して當地木綿縞の濫觴は遠く文政年間の頃にありと雖も、明治十年前後より漸く商品の目的を以て製せられ、所謂手織木綿として世に歓迎せらる。其後紡績糸輸入せられ、内地紡績業亦勃興するや益々品位を高むると共に販路を擴張し、漸次縣外に移出せらるるもの年を逐ふて増加し、加茂縞の聲價博まり、織物製産地としての基礎漸く牢固たるに至れり。

其後駁々たる時勢の進運は到底舊慣墨守を許さず、世の嗜好は漸次体裁の優美にして、價格の低廉を望むに赴くや其製品も次第に改良せられ、明治四十年加茂織物同業組合設立せられてより急速の發展を遂げ、大正八年に於ける年産額八十萬反價格三百萬圓に達するの盛況を見るに至れり。

列品中若柳縮は昭和二年頃よりマンガン緋の製織に續いて夏物向として製織せられ、其風合の優美を以て世に好評を博す。

昭和八年度加茂木綿織物生産額 三十三萬七千八百三十八點 八十四萬六千八百四十三圓

### (二) 絹織物

當地絹織物主要製品たる羽二重は文化年間に其端を發す。これ當地に於ける絹織物の濫觴なりとすれども其後一時中絶の悲運を見る。次いで幾多の變遷を経て漸次改良進歩の道を辿り、明治四十四年北辰金關工場に於て率先雪國に嘗てなかりし鋸屋根の工場を築造し、動力機械を据付け範を垂れたるを始めとし、製品の統一、工費の節約等得るところ多大なるを見て、三五年にして全部力織機を使用するに至り産額亦増し、大正八年に於ける年産額五百萬圓に達するに至れり。此間時勢の變遷、時代の嗜好の趨向に鑑み、絹の製織に又撚糸機械の設備により壁物製織に、其他販賣方法の改善等不斷の努力に依る効果空しからず、優に先進地を凌駕して内地向生絹織物地として噴々たる名聲を博するに至れり。

### (三) 人絹織物

昭和六年より人絹織物の製織に着眼し、人絹羽二重、絹壁物、内地向織物並びに輸出向人絹織物

に一段の努力を拂ひつゝあるは時宜に適したる經營法として前途囑目に値するものあり。其人絹使用量にありては今や縣下隨一と稱せらるゝに至つた。

昭和八年度加茂絹織物生産額 二十四萬三千三百十四 二百六十六萬七千六百五十一圓

内地人絹織物 十二萬八千六百六十二圓 百二十七萬一千二十一圓

### 列品

(一) 人絹着尺壁物羽二重 仕向先 京都、大阪、東京、名古屋方面

内地向人絹織物にして昭和八年度生産高六萬二千七百七十九圓

(二) 正藍加茂縞 仕向先 新潟縣下一圓、東北、會津、信州

昭和八年度生産高十一萬五百七十七反

加茂木綿織物の代表的なるものなれ共近時時勢の進運は体裁の優美を重んじ本品も次第に僻地に逐はる。

(三) 小手柄明石 仕向先 關西、關東

(四) 若柳縮 仕向先 關西、關東

昭和二年頃より製織に着手す。世の嗜好漸次に体裁の優美を探るに至り、正藍縞より改良製織せ



るものにして夏物向として世の好評を博す。昭和八年度生産高十萬反餘に及ぶ。

(五) 人絹チリメン 仕向先 印度、南洋、濠洲、アフリカ

輸出織物にして昭和八年度生産高六千餘匹

(六) 人絹ジョゼット 仕向先 米國、印度、濠洲、南洋

輸出織物にして昭和八年度生産高三千餘匹

(七) 人絹縞鹽瀬 人絹真田入鹽瀬 仕向先 南洋、印度、濠洲、支那

共に輸出織物にして昭和八年度生産高合せて四千餘匹

(八) 黒 縞 子 仕向先 東京福助足袋

(九) 本絹越路大巾羽二重 仕向先 京都

昭和八年度生産高約二萬匹

#### 【十日町明石織】

中魚沼郡十日町 十日町織物同業組合

本地方の織物は古來麻織物で所謂越後上布の本場の一であり、一千餘年の歴史を持つて居る。

文政の末（仁孝天皇の御代、百餘年前）宮本茂十郎の考案により經糸に生糸、緯糸に苧麻糸を織つた所謂絹縮を産して絹織物の始めをなした。次いで經緯とも生糸を原料とする透綾織を産出して

名聲大に擧がつた。その後明石織に變り、盛夏召物の白眉となつた。なほ其後は特許加工を施し雨霧にも縮まぬものに改良せられた。

此外紹織、小倉明石等各種を産す。

販路は東京、京都方面をはじめ、各地に移出せられる。年産額は二百四十餘萬圓にのぼる内明石織は百三十萬圓を占めてゐる。

### 第 十 二 函

#### 【栃尾織物】

古志郡栃尾町 栃尾織物同業組合

栃尾は刈谷田川上流の盆地にあり、享和年中に養蠶業起り次で絹白紬の製織ありしが、天明の大飢饉の際これが救済の方法として栃堀村植村角左衛門は白絹の需用少なく利薄きを排して、結城綿紬の利を得んと苦心探究して遂に其法を得、村民に普及し次いで栃尾郷にひろめて栃尾紬の名聲を擧げ利益を得て今日に進展せり。

栃尾紬は地質堅牢且つ染色の變褪なきを期して紺色は必ず阿波産を用ひしが今日も品質堅牢を以て著はれてゐる。然し製品は、古來よりの縞紬の需用は減少の傾ありて、白絹として京都に送り染

色加工の上販賣さるゝに至り漸次多くなれり。その製作工程は圖表の通りである。

列品は紋御召、都袖、濱袖、烏帽子縮緬、一越チリメン、紋縮緬、美好袖、袖手柄、リング帶地等で殆ど各種を網羅してゐる。

最近産額稍、減少の傾ありしも今や再び向上に向ひ隆盛ならんとしてゐる。昭和八年度産額總額三百四十萬圓、その中無地縮緬百萬圓、壁羽二重八十餘萬圓を最大として節織、糸入縞等がこれに次げる産額を有す。

### 第十三 函

#### 【山邊里織物】

岩船郡山邊里村 山邊里織物株式會社  
全 小田長四郎氏

平織にして袴地なり。品質優良なるを以て知らる。村上藩主内藤氏の奨励により發達す。

現今は平織（袴地）の需用少なきため其産額は漸減の傾向であるが、其代品として洋服裏地の廣巾物が盛に製織せらるゝに至つた。年産額も他の機業地より甚だ少なく、袴地に於いて十餘萬圓、廣巾物十二萬圓餘である。

列品 山邊里平は仙臺平、五泉平等と並び稱せらるゝ袴地にして品質優良である。

サベリ洋服裏地 背廣専門裏地、大巾裏地等は近時製織を始めしものにして、産額漸次増加しつあり。

綾平袴地 小田長四郎氏製織出品にかゝり、山邊里平にして優良なる品質なること前品と同じ。

洋服袖裏地 前品同様である。

### 第十四 函

#### 【村上漆器】

岩船郡村上町 村上工藝會  
全 淺見詢二氏

享保年間（約二百年前）既に鎌倉彫、讃岐彫、日光彫等とは異なる木彫堆朱を始めありしが、文政の時村上藩江戸詰の頼宮某、當時堆朱彫の名工東谷に就きて學び、次ぎて澤村某また學びて其技を得、其後江戸詰の藩士は多く澤村氏につきて學び、堆朱彫の技一段と進歩發達し、有磯周齋の如き名工を出した。周齋また圖案をよくし、四條派を加味して品位の向上をはかり、鎌倉彫の彫法を取捨して改良發達をはかり以て今日の基礎を樹立した。

堆朱は棹地に二百數回、特別の髹漆法にて漆液を塗布し、乾くを俟つて漆の部分のみを彫刻し、其上を研ぎ、更に毛彫を加ふるものにて、多量の漆液を要することゝ加工の手數及技術を要するために價格は甚だ高値を呼ぶものであるから、此本堆朱は多くを産せず、大部分は木彫堆朱又は堆黒である。

木彫堆朱は棹地は朴を専用し堆朱彫に等しき任意の彫刻を施しその上に特別なる髹塗法により朱漆を塗り、充分乾かして研ぎたる後更に毛彫を加へて全く本堆朱に擬したるものである故に擬堆朱とも云ふ。

列品の製作工程標本は此の木彫堆朱の製作順序である。年産額は約八萬圓、販路は内地各地及輸出向にも大に歡迎せられてゐる。

列品中、本堆朱淺見詢二氏の硯箱二種、香盆は何れも優品にして特に人物畫の硯箱は各種色彩の漆を順次に塗りて彫刻し、各色を彫り出したるもの、本堆朱の特色を巧に應用せるものである。

木彫堆朱には板垣孝一氏作菓子器あり、堆黒に栗山佐右衛門氏作硯箱、卷簾入、花臺、平卓等あり。これらより出でゝ近代的漆器とせる溜塗の硯箱、料紙箱又は金馬塗等美術工藝品たるものに小杉祐次郎氏、鈴木金藏氏、小野爲郎氏、益子忠次郎氏等の作品がある。

## 第十五函

### 【新潟漆器】

新潟市 藤田製作所  
全 山本祐之進氏

越後國は古來漆液豊富であつたから、漆器は相當發達し種々の製作品があつたが、新潟市の漆器は元和時代に春慶塗あり、膳、重箱類を製し、古町通七番町を塗物專賣地域とし椀店の稱があつた。明和の頃より堅塗を案出し、ついで彌彦の人渡邊縫之守淺草塗を發明した。

竹塗は明治廿年頃仙臺の人長谷川善左衛門（竹塗漆工橋本市藏の高弟）本市に來り、塗工吉田久平、藤田太三郎等に傳へ聲譽原産地を凌ぐに至つた。其他花塗、金磨塗等（明治十八年頃目黒平吉氏發明）も出づるに至つた。列品中

竹塗花筒は大作にして米國シカゴの萬國博覽會に出品せしものである（山本祐之進氏出品）。

竹塗机、硯箱、短冊入等（藤田製作所出品）。

紫銅塗手箱、青草塗卷花臺等（山本祐之進氏出品）。

なほ竹塗製作順序等によりて木地より竹塗に至る製作の状態を知ることが出来る。

### 【佐渡陶器無名異焼】

佐渡郡相川町 三浦常山氏

佐渡陶器創始には諸説あれど、寛政年間に黒澤金太郎なるもの金太郎焼を製したるを初めとすべく、その後弘化年間伊藤甚平相川焼（雲山焼）を造りて世に聞ゆ。明治十三年伊藤甚平分家伊藤富太郎、金太郎焼に倣ひ朱泥様の素焼を造り赤水を號した。

又今より七十年前三浦小平次（常山）朱紫泥の原土により無名異焼を造る。此焼は外觀支那朱泥焼に似たるが、硬度高く使用するに従つて儻然たる光澤を出し雅致掬すべきものがある。

列品は三浦常山氏作にて朱泥に漸次加工せるものである。

### 第 十 六 函

#### 【三 條 金 物】

三 條 市 内 山 鐵 二 郎 氏

三 條 市 相 場 長 一 郎 氏

三條市は本邦三大金物産地の稱ある金物大産地である。製品は利器とし、鐵器黃銅度器之に次ぐ。利器發達の経路は二百年前會津より傳習し、鑪に美濃周、鋸に伊之助等の名匠を出し、鉄は羽後より、切廻しは信州佐水より學び、その特長を採り行商によりて販路を擴張し、巧に各地の製品を携へかへりて製作研究怠らず今日の盛況を致す。

近時三條ナイフの名を得たるナイフ製作は三十餘年前田中亀七氏の試作に始まり、南京錠は高野萬吉氏企畫にして、現在獨逸代用品たりしものが本地を壓倒して東洋市場に輸出するに至りたり。なほ内山勇吉氏の桑切庖丁、最近の相場長一郎氏の長義印及物等名聲大に擧り、他の企及を許さざるに至れり。今や滿洲國にも大量輸出せんとし金物具の前途は大に囑されて居る。

列品の長義印及物各種即ち細工庖丁十吋、薄刃六吋、肉切八吋、フランス型庖丁十吋、肉切庖丁十二吋、同十吋、筋引刀、野菜ナイフ、骨スキ刀、皮ハキ刀は最近の研究になれる利器とて發賣されしもの、相場長一郎氏の製作にかゝる。

又、打延丸鋤、又鍬、如蓮、鋼打拔如蓮、唐鍬、兩鶴嘴等は古來よりの製作農具にして、本邦各地に移出せらるるもの内山鐵二郎氏の製である。

#### 【燕 洋 食 器】

西 蒲 原 郡 燕 町 燕 洋 食 器 同 業 組 合

洋食器製造は大正三年世界大戰勃發し、南洋方面に輸出せる歐洲各地の製品杜絶せる其代用品として我國に製品を仰がんとし、我國にては銅器産地たる燕に製作を注文し輸出せるを濫觴とする。幸ひ銅器製造により技巧に修練せること、特に鍍金に優れ工賃低廉なりしとにより忽ち名聲擧り、注文殺倒、大戰終熄後も引續き輸出するに至り今日の盛況となつた。

現に昭和八年度は數量三千萬本價格一萬五千圓に達し、年々増加するのみの現況である。  
列品はその一例である。

### 函 外

#### 【燕 煙 管】

西蒲原郡燕町 深 海 隆 明 氏

煙管は日本各地に製造せられしが今は各地の産額甚だ減少し、燕は殆んど日本唯一の産地となり各地に移出し、遠く滿鮮方面にまで及ぶ。

燕煙管は西蒲原郡東太田村青山藤七及同郡柚木村星野佐左衛門等安永の頃（今より百六十年程前）會津若松の銚屋市右衛門に、又江戸住吉張の名家につきて製造法を習得し斯業の發展をはかり徒弟を養成して今日に至つた。

大正年間機械を移入して製産費の減少及改良をはかり品質を向上せしめ、一部は手工業に、一部は機械力による製造法をなす。年産額千五百萬丁に及んでゐる。

列品はその製作工程と製品の一例である。

### 第 十 七 函

#### 【果實 蔬菜類】

長 岡 市 新潟縣農事試験場

果實 蔬菜方面は縣立農事試験場新津分場に於いて研究試験の上獎勵指導をなし居るが、果實方面にては産額の上より梨を第一とし（主産郡 中蒲原、北蒲原、中頸城）、次ぎて柿（主産郡 中蒲原、北蒲原）、葡萄（主産郡 中蒲原、北蒲原、中頸城）、桃（中蒲原、刈羽、南蒲原）とする。

列品 和梨 二十世紀は中蒲原郡大郷村の産、早生赤は西蒲原郡月潟村の産で優秀品である。

柿 核無（八珍）、三國一、早生寺社等中蒲原郡産で、特に核無は中蒲原郡新津町古田川崎東三郎氏宅にあるものを原木とし各處に繁殖せられた。

桃 罐詰は刈羽郡刈羽村下高町の製品で近時産額を増してゐる。

葡萄酒は中頸城郡及古志郡等に産するが、列品は中頸城郡高士村の川上善兵衛氏醸造のものである。同氏は外國産特に佛國に遜色なきものごと云ふ意味より優良品醸造に努めて居る。列品はその一である。

蔬菜類も品種改良、原種育成、優良系育成、改良育成等に力を用ひ種子の頒布につとめてゐる。

#### 列 品

大和西瓜 佐渡西瓜組合にて原種育成、昭和五年よりは耐乾性強きを以て一代雜種として優良且

つ耐病性强き品種を改良育成す。

刈羽節成胡瓜 刈羽胡瓜採種組合にて原種育成且つ一代雜種として露菌病に抵抗強き新品種の育成につとめてゐる。

種芋原甘藍 古志郡種芋原産の優良なるものなるが、形質雜駁なるを以て系統分離法により、優良なるものを育成せんと昭和六年より改良育成につとむ。

満日白菜 満日白菜採種組合にて採種、昭和六年より農事試験場にて改良成育満日白菜改良二號を頒布す。

白莖体菜 小杉白菜採種組合にて採種系統保存育成につとめてゐる。

寫眞 牡丹原種圃(中蒲原郡小合村に於て栽培す)

満日白菜原種圃 中蒲原郡新津町

平核無(八珍)原木 中蒲原郡新津町古田川崎東三郎氏宅にあり。

## 函 外

### 【農作物害虫】

本

館

(一) 農作物害虫 各種の實物標本を列べたるものにして、害虫類は次の各種である。

イ、蔬菜類害虫 「アラムシ」の幼虫、成虫(モンシロテフ) 蝻、被害状態

「スヂグロテフ」(成虫) 「ナガメ」(成虫) 「ゴマダラアラムシ」(成虫) 及其の幼虫、 「ダイコン

アラムシ」 「ダイコンゾウムシ」 「カブラバチ」の成虫及幼虫、 「キスヂノミハムシ」(成虫)

「ダイコンノミハムシ」(成虫) 「ダイコンサルハムシ」の成虫、幼虫及被害状態

ロ、豆類害虫 「マメコガネムシ」の成虫及被害状態、 「アタクサガメ」の成虫及被害状態、 「マメド

クガ」の成虫及成虫、 「マメノアラムシ」 「ヒエフツ」 「ウラナミシシミテフ」の成虫及幼虫、

「ヨトウムシ」の成虫及幼虫

ハ、茄子害虫 「メンガタズメ」(成虫) 「テントウダマシ」の成虫及被害状態

ニ、瓜類(南瓜胡瓜)害虫 「ウリハムシ」の成虫及被害状態、 「クロウリバイ」の成虫及被害状態、

「トノサマバツタ」 「エンマコホロギ」

ホ、茶害虫 「チャエダシヤクトリ」 「チャノミノムシ」 「チャノドクケムシガ」の成虫及幼虫、 「チ

ヤノミドリヒメヨコバイ」 「チャノマルカイガラ」

ヘ、麥類害虫 「カバイロコメツキ」 「ムギメクラガメ」 「ムギノアカアラムシ」及被害状態、 「ム

ギョコバイ

(二) 果樹害虫類の實物標本

イ、栗樹害虫 「クリケムシガ」の幼虫、成虫、卵、繭及被害状態、「クリノシギゾウムシ」の幼虫及被害状態

ロ、葡萄樹害虫 「ドウガネブンブン」の成虫及被害状態、「イモムシ」「コスズメガ」「ブドウノハマキゾウムシ」及被害状態

ハ、梅樹害虫 「モンシロシヤチホコガ」「ウメシヤクトリムシ」の幼虫、成虫、繭、「ウメケムシ」の幼虫、成虫、産卵状、「ウメススメガ」の幼虫、成虫

ニ、梨樹害虫 「ルリヒラカミキリ」の成虫及被害状態、「ナシスカシクロバガ」の成虫及幼虫被害状態、「サンノセカイガラ」「ナシイラガ」「ナシケンモンガ」の成虫及幼虫

ホ、桃樹害虫 「モ、ス、メガ」「モモシンクイムシ」「チヨキリムシ」「チ、ミノムシ」の成虫及幼虫  
「サクラノカイガラムシ」

ヘ、柿樹害虫 「ハビロームシ」「アナバハゴロモ」「クロシクアタイラガ」「イラガ」「ス、メノサカタケ」

ト、林檎樹害虫 「ゴマダラカミキリ」「リンゴツノエダシヤクトリ」「キマダラハマキ」「リンゴハムシ」の成虫及被害状態、「リンゴカミキリ」の成虫及幼虫被害状態

チ、枇杷樹害虫 「サクラコガネ」の成虫及被害状態、「コガタコガネ」の成虫及被害状態、「アブランコケムシ」の成虫及幼虫、「ベニカミキリ」

(三) 森林害虫類の實物標本各種

「マツケムシ」の幼虫、成虫、繭、卵類「ウバタマムシ」「マツノキボシゾウ」「マツゾウムシ」「チ、ゾウムシ」「マツノクロス、メガ」(幼虫)「マツノカキカイガラモドキ」「マツノクロハバチ」(幼虫)「マツノシンクイムシ」の成虫及其被害状態、「マツノトビゾウ」「カシハマイマイ」「マツノシラホシゾウムシ」「クヌギノタマカイガラムシ」「ヤママイ」「チチハナムグリ」「クヌギノチアブラムシ」「クヌギカメムシ」「アシナガゾウムシ」「クタギゾウムシ」「カシノシヤマイガ」の幼虫及成虫、「ヨツボシチキスイ」「ツガケムシ」(幼虫)「キイロトラカミキリ」「ヨツボシケシキスイ」「ミヤマクワガタ」の成虫及被害状態、「ヒラタクワガタ」「シロスヂカミキリ」の幼虫及成虫、「カナブン」「スズキキシタバガ」「ヤマカミキリ」「ホタルカミキリ」「ノコギリカミキリムシ」「ウスバツバメガ」の幼虫及成虫、「スギカミキリ」「ヒメスギカミキリ」成虫雌雄、

「スギノクロシンクヒ」「スキノカイガラムシ」「チナスデコガネ」(幼虫)「スギドクガ」

第十八函

【水稻各種】

長岡市 新潟縣農事試驗場

本縣の農業は全國有數にして本縣産業中の大宗をなす。その中にも水稻はその首位を占め、第一の産額を占むるものである。従つて之れが栽培上品種の選擇は産米の數量並に品質に關し重大なる影響あるを以て、縣農事試驗場に於いて選拔育成せる優良品種は更に各試驗場を経て水稻品種査定會に諮り、水稻獎勵原種を決定せるものである。

而して之れが普及方法としては農事試驗場に於て五町九段歩の米原種圃を經營し、約三千六百の水稻部落採種組合に原種の無償配布を行ひ、之れを約九百町歩の採種圃に於て農家の栽培用種子を生産配布して獎勵しつゝあり。現在の獎勵品種は十四種で、これが稻藁穂及米列品の通りである。

- 農林一號 越前一號 亀ノ尾一號 新庄内一號 新イ號一號 陸羽二〇號 改良愛國
- 銀坊主中生米 光 愛國七〇號 新石白 銀坊主 山崎糯 張糯

函外

【稻作害虫(ズイムシ)發育順序標本】

本

館

稻の害虫中最も恐るべきものにして稻莖に蝕入す。故に髓虫とも云ふ。年二回の發生をなすものにして當年第一回の蛾は幼虫の儘越年したる前年第二回の蛾にして五月より七月頃迄に發生し、苗代に夜間一塊四五十粒より百數十粒魚鱗狀に苗に産す。孵化せし幼虫は糸を吐きて垂下し風力を藉りて適所の稻莖中に蝕入し所謂白枯穂を生ぜしむ。八月より九月の間に第二回の蛾(當年第一代の蛾)發生し幼虫態にして越年す。本邦到る處に發生す。

ズイムシ 雌雄 幼虫 蛹 卵 成虫の産卵状態 幼虫の被害物 白枯穂

【稻作害虫標本】

本

館

ハマグリムシ	幼虫、成虫(雌)	トノサマバツタ	成虫
イチモンジセツ	蛹、成虫(雄)	チンブバツタ	同
イネノコアナムシガ	幼虫、成虫	ケラ	同
ハネナガイナゴ	同	イネヨトウ	同
イネキンウハバ	同	クモカメムシ	同
イネノアナムシ	同	ホソハリカメムシ	同
コバネイナゴ	成虫	ハリカメムシ	同
ハナセ、リ	同	アワカメムシ	同



ウヅラカメムシ 成虫  
 アカヒゲメクラガメ 同  
 ヒメヘリカメムシ 同  
 アカスチアチククラガメ 同  
 イネゾウムシ 同  
 イネネクヒハムシ 同  
 カミナリハムシ 同  
 イネノクダアザミウマ 同  
 ナ、ヨコバイ 同  
 ツマグロヨコバイ 同

イナヅマヨコバイ 成虫  
 セジロウンカ 同  
 ヒメクロウンカ 同  
 ヨツモンヒメヨコバイ 同  
 キリウジカマンボ 同  
 コガタベツコウハゴロモ 同  
 シマウンカ 同  
 マダラヨコバイ 同  
 ヨツテンヨコバイ 同

【穀類害虫標本】

米、小麥、小豆の被害状態を示す。

被害物 麥、米、黍、胡麻、小豆、赤豌豆、大豆、蠶豆

害 虫

コクゾウムシ 成虫  
 ナ、コクヌスト 同  
 バクガ 同

コクヌスト 成虫  
 コクヌストモドキ 同  
 マメゾウムシ 同

本 館

ツマリヒトホシ蛾 成虫  
 ジンサンムシ 同  
 ナ、マメゾウ 同

コメノシマイガ 巢、成虫  
 コメノクロムシ 幼虫

【桑樹害虫標本】

クワノエダシヤクトリガ(成虫)——ドビソワリムシ(幼虫)

本 館

クワゴ 繭、幼虫、成虫  
 ヒメゴマダラガ 幼虫、成虫  
 ナ、ケンモンガ 同  
 クワノキンケムシ 繭、幼虫、成虫  
 クワノカイガラムシ 成虫  
 クワノロウムシ 同  
 ヒモワタカイガラ 同  
 クワノハムシ 成虫、成虫に依る被害状態  
 クワトゲエダシヤクガ 成虫  
 クワノコシンクヒ 成虫、被害状態  
 ヒメゾウムシ 成虫  
 クライロコガネ(ピロウドコガネ) 同

ベツコウハゴロモ 成虫  
 ハラアカヒトリガ 同  
 ナ、ヨコバイ 同  
 マイジロヨコバイ 同  
 クワカミキリ 同  
 クロボシハムシ 同  
 バラノルリハナムシ 同  
 アチバハゴロモ 同  
 クワノトラカミキリ 同  
 クワノミハムシ 同  
 キボシカミキリ 同  
 ゴマダラカミキリ 同

ステバハゴロモ 成虫  
ツマダロオホヨコバイ 同  
クワキジラミ 同

テングスケバ  
トラカミキリ虫

成虫  
幼虫ノ被害状態

第十九函

【肥料】

西頭城郡青海町 青海電化工場

本縣に産する人造肥料製造會社中の雄、青海電化工場の出品にして、原料には、全山石灰より成る西頭城郡黒姫山（標高千二百二十米）の岩石を充てる。

製造工程は

石灰石採掘 液酸爆薬を使用して石灰石を採掘し

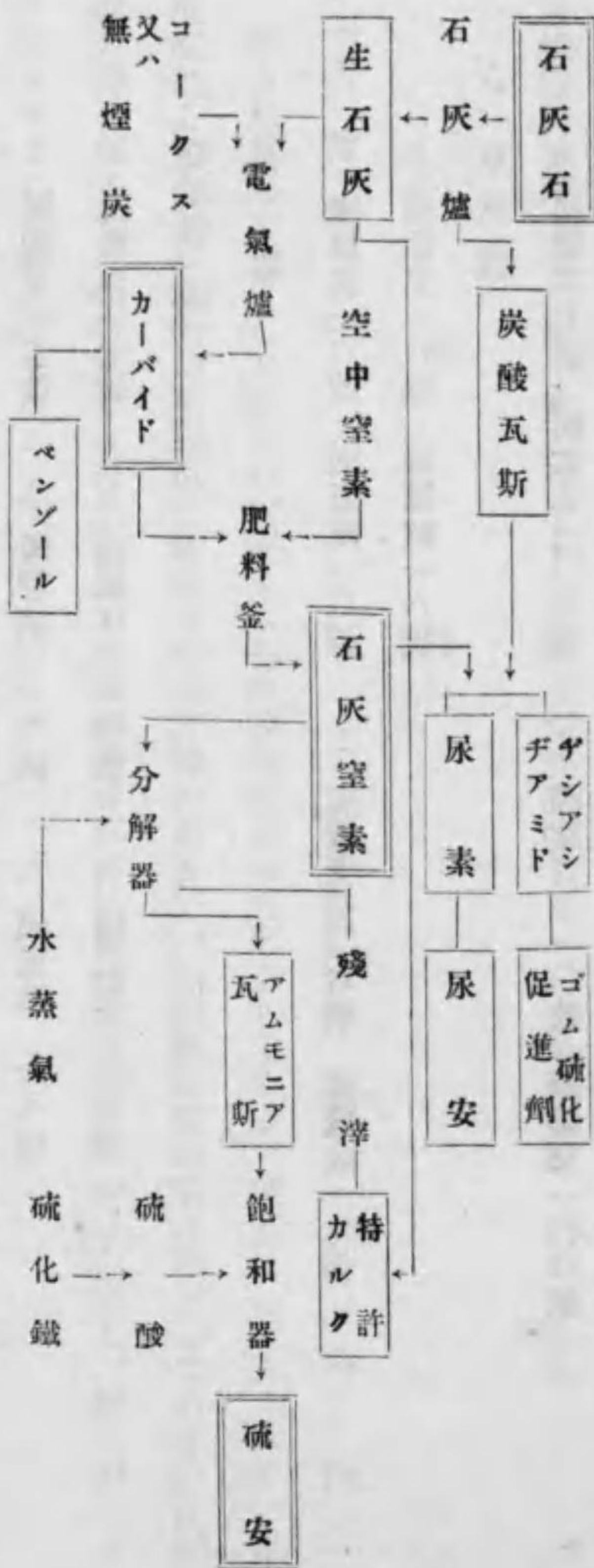
生石灰 石灰爐に入れて石灰石を焼き、カーバイト原料たる生石灰を製造す。

カーバイト製造 生石灰と無煙炭とを混合し、電氣爐に入れ、電力に依り灼熱化合せしめカーバイトを製す。

石灰窒素製造 カーバイトを粉碎し肥料釜中に送り、之れに空氣より別ちたる窒素瓦斯を作用せしめて石灰窒素を製す。

硫酸製造 石灰窒素と水との混合物中に過熱蒸氣を通し、アムモニア瓦斯を生成せしめて之れを飽和器中に於いて化合せしめ硫酸を製す。

圖解



本工場製品年産額 カーバイト 壹萬噸、石灰窒素 五萬噸、硫酸 五萬噸

【蠶種】 縣蠶業試驗場

本縣に於ける昭和八年の養蠶戸數は六萬五千戸にして蠶種掃立數量三百三十萬瓦、收購高は百七

十五萬餘貫にして本縣重要産業である。然して結果の良否は蠶種の如何に關係する所大なるを以て縣にては奨励品種を指定してゐるが列品はそれである。

(一) 原種(繭)

1. 國蠶支一六號
2. 國蠶歐一六號
3. 國蠶歐一八號
4. 國蠶日七號
5. 國蠶日一一〇號
6. 國蠶支一〇六號

(二) 交雜種(繭)

イ、春蠶

1. 國蠶支一六號 國蠶歐一八號
2. 國蠶支一〇六號 國蠶歐一八號
3. 國蠶支一六號 國蠶歐一六號

ロ、夏秋蠶

1. 國蠶日七號 國蠶支一〇六號
2. 國蠶日一一〇號 國蠶支一〇六號

【蠶種製造型式】

(一) 框製 原蠶種の製造に用ふるものにして蠶卵臺紙に二十八區に區劃せる蛾框を置き、一蛾を入れて産卵せしめたるもの

(二) 手附蠶種 普通蠶種の製造に用ふるものにして産卵臺紙に大なる一個の框を置き、其中に七十蛾以内を入れて産卵せしめたるもの

(三) 散卵蠶種 普通蠶種の製造に用ふるものにして先づ産卵用の紙又は布一枚毎に三十蛾以上百蛾以内を産卵せしめ、後之れを十一月頃水で洗ひ落して一定卵量を容器に納めしもの

國外

【透角閃石】

北蒲原郡赤谷村 飯 豊 嶺 山

平らな菱形で主として柱面が發達する爲め横断面は四角形をしてゐる。硬度は五・五―六で、比重は二・九―三・一白色乃至黝色で通常は玻璃光澤があるが、輻射纖維狀の集合塊をしてゐるのは絹絲光澤を有する。化學成分は苦土石灰の硅酸鹽で分析の結果は礬土鐵等が少量存在し、鐵量が三%に達するものは濃綠色である。酸類には犯されない。

この礦物は火成岩や變質岩中には屢々發見されるがいづれも二次的變質物として生じ、熔融岩漿から直接結晶することはない。

【閃亞鉛礦】

北蒲原郡赤谷村 飯 豊 嶺 山

此鑛石は等軸晶系に屬し、結晶形は極めて複雑で、或時は菱面体をなし、また双晶をなす。通常は塊狀として出で、粒狀、緻密狀をもなす。硬度は三・五—四、比重は三・九—四・一、樹脂乃至金剛光澤がある。色は通常黃、褐、黑赤、白等あり、純粹ならば無色である。條痕は淡褐乃至白、透明または半透明鑛物である。亞鉛の硫化物で屢々鐵、滿掩を含み、時には水銀、鉛、錫等をも含む。結晶質又は水成質岩石には極めて普通に生じて、方鉛鑛、黃銅鑛、重晶石、螢石等と隨伴することが屢々であり、銀の鑛脈にも産する。我國の主なる産地は秋田縣の阿仁鑛山、新潟縣の白板鑛山、草倉鑛山其他であつて亞鉛の主要なる鑛石である。

## 第二十二函

### 【村 上 木 炭】

岩船郡村上町 村 上 營 林 署

村上木炭原料たる各種木の木炭を示したるもの、品質の優良なるもの、實用的なるもの各種あり。本函には六十八種中廿六種を納む。

「くさぎ」 「くは」 「くり」 「やぶてまり」 「やまぼうし」 「やまびくら」 「やまうるし」 「やまならし」 「やまつまじ」 「やしやぶし」 「おにぐるみ」 「まんさく」 「まゆみ」 「やまぐるま」 「やなぎ」

「はくうんぼく」 「はうちはかへで」 「つばき」 「なつはぜ」 「けんぼなし」 「ぶな」 「まるばかへで」 「げやき」 「ふぢ」 「こなら」 「こはうちはかへで」

## 第二十一函

### 【村 上 木 炭】

岩船郡村上町 村 上 營 林 署

村上木炭六十八種中廿三種を納む。

「いぬつげ」 「かつら」 「いぬえんじゆ」 「いたやかへで」 「はりぎり」 「いぬがや」 「はほのき」 「とぎのき」 「りやうぶ」 「かき」 「つのはしほみ」 「ねむのき」 「たかのつめ」 「ななかまど」 「なつぐみ」 「うらじろのき」 「おほがめのき」 「うはみづぐら」 「うりばたかへで」 「のりうつき」 「くろそよご」 「くろもじ」 「るりみのうしころし」

## 第二十二函

### 【村 上 木 炭】

岩船郡村上町 村 上 營 林 署

村上木炭六十八種中十九種を納む。

「みづき」「みつばつじ」「しなのき」「こみねかへで」「こんぜつ」「えごのき」「あぶらぢやん」「あかめがしは」「あづきなし」「あをばた」「あかしで」「あをたご」「きばた」「みづなら」「きさふじ」「さはぐるみ」「しんじゆ」「すもも」「こぶし」

## 第二十三函

### 【村上木炭】十二種

岩船郡村上町 村上木炭同業組合

村上營林署出陳と共に木炭原木各種を焼きて製せるものにして其主なるもの十二種を撰べものである。従つて前の六十八種と重複のものが多し。

「こぶし」「みづね」「ろうば」「なら」「つばき」「はなの木」「まんしやく」「ぶな」「さいかち」「いたや」「はしばみ」「しばいたや」

## 第二十四函

### 【カモシカ(羚羊)】

本

館

偶蹄目 牛科に屬する野獸、体長一・三米内外、地方によりクラシシ、アヲシシ、アヲ等の方言

がある。本州九州四國の特産で北海道には棲息しない。主として日本アルプスの様な險峻の地を好み、本縣々境の山岳地帯に棲息してゐる。毛皮は防寒用として良き爲め濫獲せられ、近年著しく減少せるより、大正十四年農林省はカモシカを狩獵獸より除外し、全国的に捕獲を禁止した。

カモシカの体形は鹿よりは小にして牝牡とも角を有するが、鹿の如く分叉せず大体一五纏の長さがある。色は黒くして後方に稍、彎曲し、先端は尖り其基部に三四個の隆起がある。毛色は東北地方のものは稍、淡くして割合に太く長し。冬毛は黒灰色で腹面の毛は白味を帯び、四肢は黒褐色である。夏毛は一般に黒味の勝つた黒灰色である。毛皮は古來氈褥、敷物等に用ゐられ、肉は食用に供する。草食獸にして繁殖期は初冬頃より四月上旬頃である。角は獨立生活を營む表徴である。

## 第二十五函

### 【朱鷺(トキ)】

本

館

觀型目 朱鷺科に屬する鳥、羽毛極めて美しく、大いさは翼長三六〇—四二五耗あるも尾は割合短く一五〇—一八〇耗位、嘴は長大にして一五〇—一九五耗に達し下方に彎曲してゐる。東部シベリアから滿洲、支那、日本等に分布せるが、今や著しく減少して我國にては本縣佐渡に棲息するの

み(但し石川縣羽咋に極少數棲息)なれば捕獲を禁止さる。

全身白色、たゞ翼の風切羽と尾羽とはトキ色を帯び、後頭部の羽毛細長く延びて冠狀を呈し、眼先と前額及び腮は橙紅色である。嘴は黒く、鼻溝は赤く、脚は淡紅色である。本種の幼鳥は成鳥と色彩異り、白色の部分は凡て灰色である。

巢は樹枝を用ひて樹枝上に營まれ、卵は蒼綠色の地に黒褐色の顯著なる斑紋を有し、略、長卵形を呈する。

昭和十年四月廿五日印刷  
昭和十年五月五日發行

版權所有

新潟市一番堀

發行所

中野財團 新潟郷土博物館

新潟市東大畑通二番町

印刷者

若木善次郎

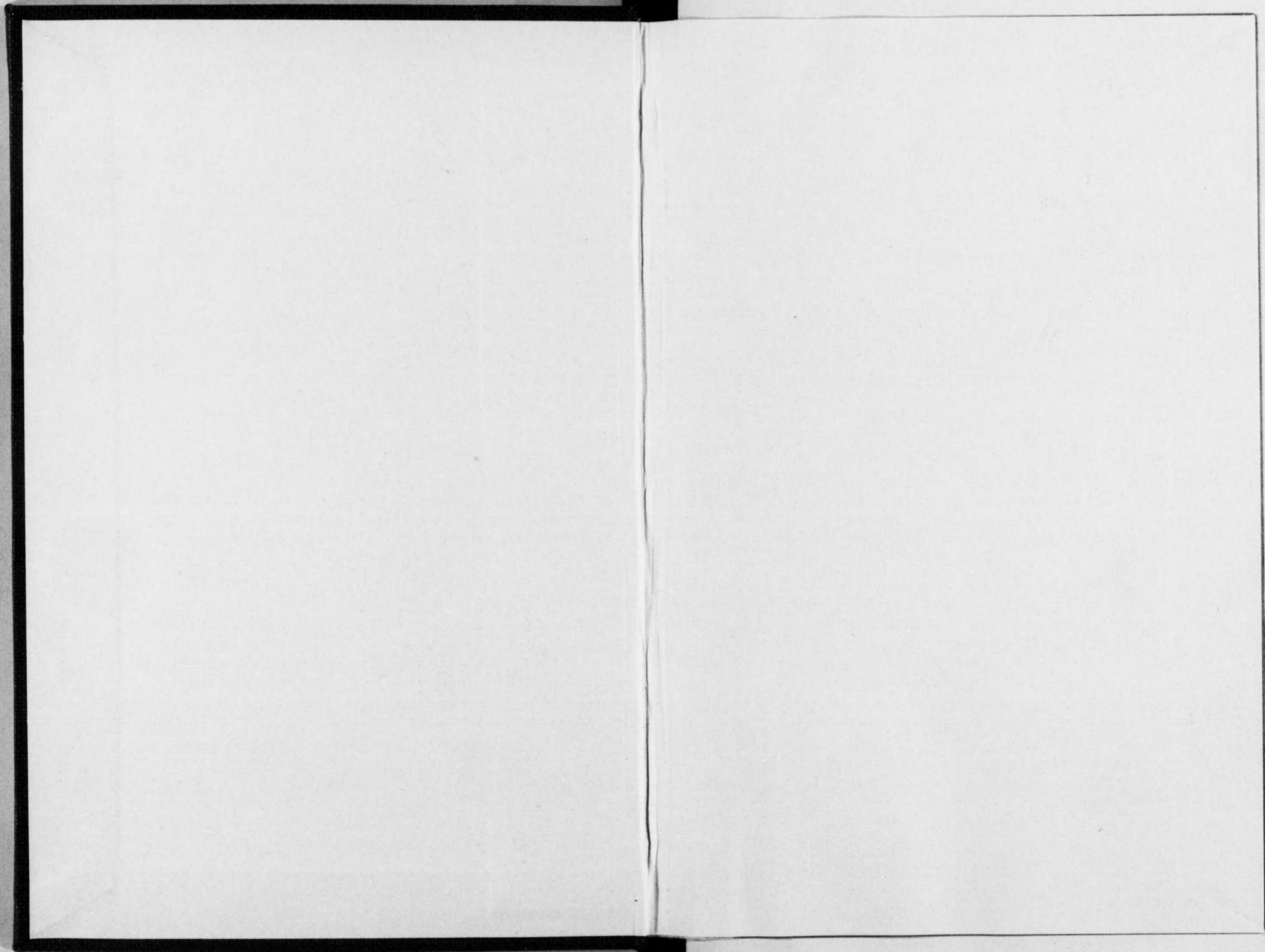
同

印刷所

若木印刷所

電話二二六一番

TKDR-4





終